

**大月市 高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画**

(素案)

令和3年1月

令和3年3月

大月市

はじめに

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	2
4.	日常生活圏域の設定	2
5.	計画策定のポイント	3
6.	計画策定の方法	7
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来推計	8
1.	統計データにみる高齢者を取り巻く現状	8
2.	アンケート調査結果にみる現状	12
3.	将来推計	34
4.	本市における課題	38
第3章	計画の基本的な考え方	39
1.	計画の基本理念	39
2.	計画の基本目標	39
3.	施策の体系	40
第4章	推進施策	41
基本目標1	元気に活躍できるまち	41
1.	介護予防の推進	41
2.	健康の保持・増進	46
3.	社会参加・生きがいつくりの推進	50
基本目標2	高齢者支援サービスが充実したまち	54
1.	地域包括ケアシステムの推進	54
2.	高齢者の生活支援サービスの充実	58
3.	介護サービスの充実	61
基本目標3	安心・安全に暮らせるまち	75
1.	認知症施策の推進（大月市認知症対策推進計画）	75
2.	地域福祉活動の推進	81
3.	安心・安全な生活環境の充実	82
第5章	介護保険事業費の算定	85
1.	介護保険事業費の算定	85
第6章	計画の推進にむけて	90
1.	計画の推進体制	90
2.	自立支援、介護予防・重度化防止施策の推進	91
資料編		92
1.	大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会設置要綱	92
2.	大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	93
3.	大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定の経過	93
4.	大月市内事業所一覧	94

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国において、少子高齢化の進行は深刻な問題となっています。2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、2040年においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、高齢者人口の増加や介護ニーズの高い後期高齢者の増加が見込まれます。一方で、地域のつながりの希薄化や介護人材の不足等、高齢者福祉に関わる問題が多数存在しており、早急な対応が必要となっています。

このような状況の中で、本市では平成30年3月に、地域包括ケアシステムのさらなる推進、介護保険サービスの効果的・効率的な運用、高齢者が必要とする生活支援サービスのさらなる充実等をめざし、「みんなでささえあう すこやか長寿のまち 大月」を基本理念とする「大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉を推進してきました。

しかし、本市における高齢者人口は、今後前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加することが予測されており、介護ニーズは今後も増加していくと考えられます。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムを進化させ、介護予防や認知症施策の推進、介護人材の確保等をはじめとする介護現場の革新等を進め、2025年だけではなく、2040年も見据えた高齢者福祉施策を推進していくことが必要です。

この度、令和2年度で「大月市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の計画期間が終了すること、また、市民ニーズや社会状況の変化に対応するために、「大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市の高齢者福祉に関する総合的計画として、市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「大月市第7次総合計画」と整合・調和した計画とします。

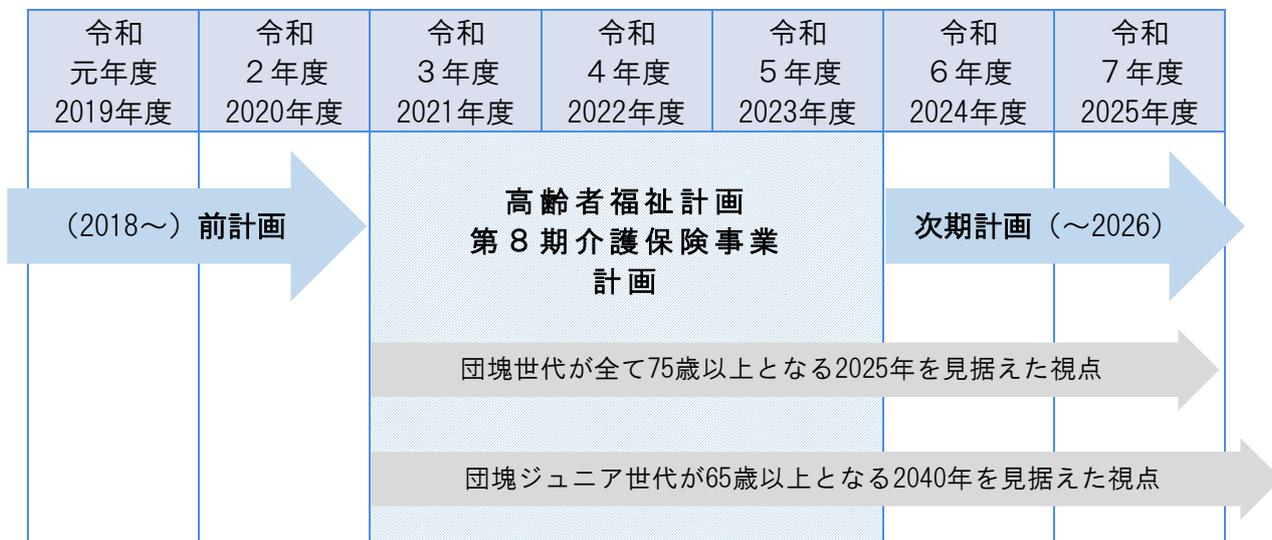
また、第6期障害福祉計画や第8次健康増進計画、第3次地域福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画をはじめとする、医療または福祉の関連計画や地域防災計画を踏まえたものとし、山梨県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画である「健康長寿やまなしプラン」とも整合を図ります。

さらには、本市で推進する認知症施策を総合的に推進するため、「大月市認知症対策推進計画」と一体的に策定します。

3. 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

本計画では、2025年、さらには2040年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



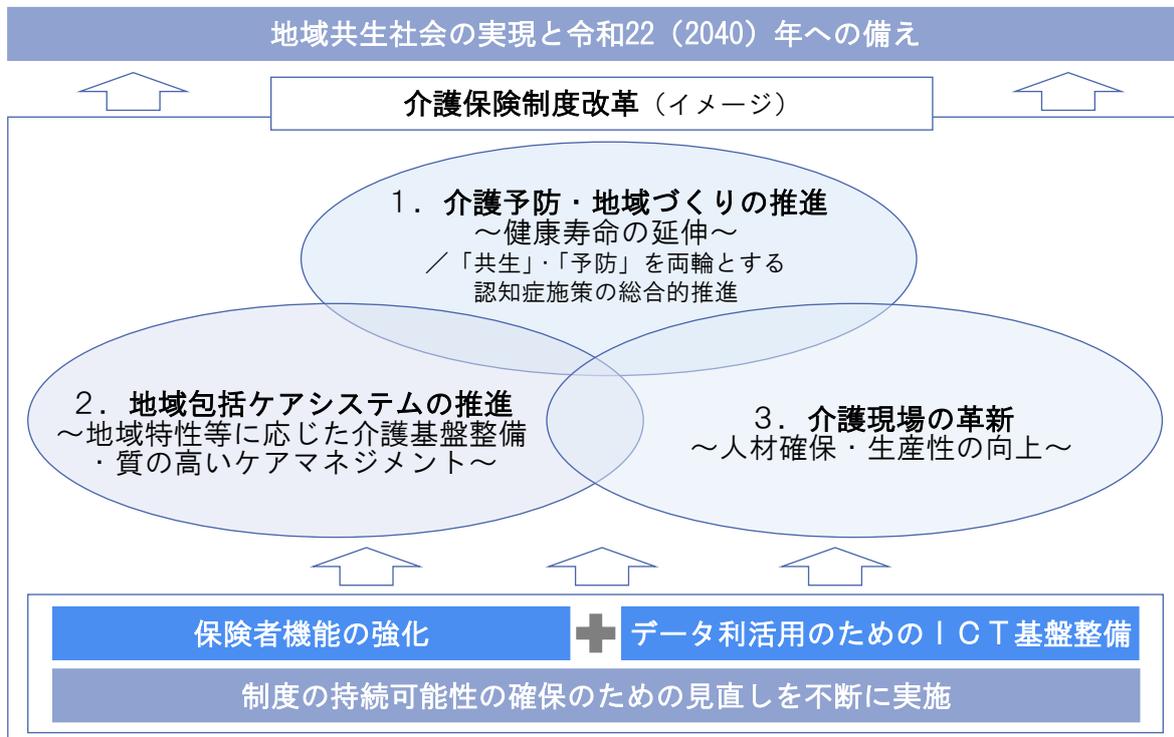
4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、当該地域の地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案して設定するもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、日常生活圏域ごとに定めることとされています。

本市においては、人口規模や介護サービス施設の状況及びその他の福祉施設等を勘案し、第7期と同じ、市内をひとつとする日常生活圏域を設定し、各種サービスの充実に努めていきます。

5. 計画策定のポイント

近年の状況を踏まえて、社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。



出典：社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）資料より

また、全国介護保険担当課長会議（令和2年7月31日）では、重要な取組等に関して提示しており、以下の7点が重要なポイントとなります。

（1）令和7年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

- ❖ 令和7年、令和22年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- ❖ 介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要。
- ❖ 介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

【計画への対応】

- ❖ 地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること。
- ❖ 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要。【第7期より継続】
- ❖ 指定介護療養型医療施設の設置期限（令和5年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載すること。

(2) 地域共生社会の実現

【考え方】

- ❖ 地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要。

【計画への対応】

- ❖ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載すること。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【考え方】

- ❖ 高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

【計画への対応】

- ❖ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載すること。
- ❖ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載すること。
- ❖ 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートといった取組内容を追記すること。
- ❖ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること。
- ❖ 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めること。
- ❖ 市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨を記載すること。
- ❖ 通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨を記載すること
- ❖ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載すること。
- ❖ 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえ記載すること。
- ❖ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を国が示す指標を参考に記載すること。
- ❖ PDCAサイクルについて、データの利活用の推進やそのための環境整備について記載すること。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

- ❖ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

【計画への対応】

- ❖ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載すること。
- ❖ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保を図ること。
- ❖ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めること。
- ❖ 都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知する取組により情報連携を強化すること。(法案成立後)

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

- ❖ 認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が進んでいる。

【計画への対応】

- ❖ 5つの柱に基づく認知症施策を記載すること。
(普及チームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充について記載すること)
- ❖ 教育等他の分野との連携に関する事項について記載すること。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【考え方】

- ❖ 令和7年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

【計画への対応】

- ❖ 介護職員に加え介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載すること。
- ❖ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載すること。
- ❖ 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載すること。
- ❖ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載すること。
- ❖ 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載すること。
- ❖ 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取組（支援）方針を記載すること。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

- ❖ 日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。
- ❖ 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

【計画への対応】

- ❖ 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載すること。

6. 計画策定の方法

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しにあたり、一般高齢者及び在宅要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と在宅要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

- ❖ 調査対象：大月市在住の要介護認定を受けていない65歳以上を無作為抽出
大月市在住の要支援1、要支援2の認定を受けている全員
- ❖ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ❖ 調査期間：令和2年1月9日～令和2年1月31日
- ❖ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,030人	686人	683人	66.3%

②在宅介護実態調査の概要

- ❖ 調査対象：大月市在住の要介護1～5の認定を受けている全員
- ❖ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ❖ 調査期間：令和2年1月9日～令和2年1月31日
- ❖ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
492人	320人	315人	64.0%

(2) 策定委員会による計画づくり

計画の見直しに際しては、市民である被保険者等の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表の参画を得て、「大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行うとともに、庁内においては事業等に係る連携を図るため、関係各課において検討・調整等を行い、策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で、幅広く市民より意見を募集し、計画への反映に努めるため、パブリックコメントを行いました。

- ❖ 実施期間：令和3年1月●日～令和3年1月●日
- ❖ 意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
- ❖ 提出された件数：●人（●件）

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

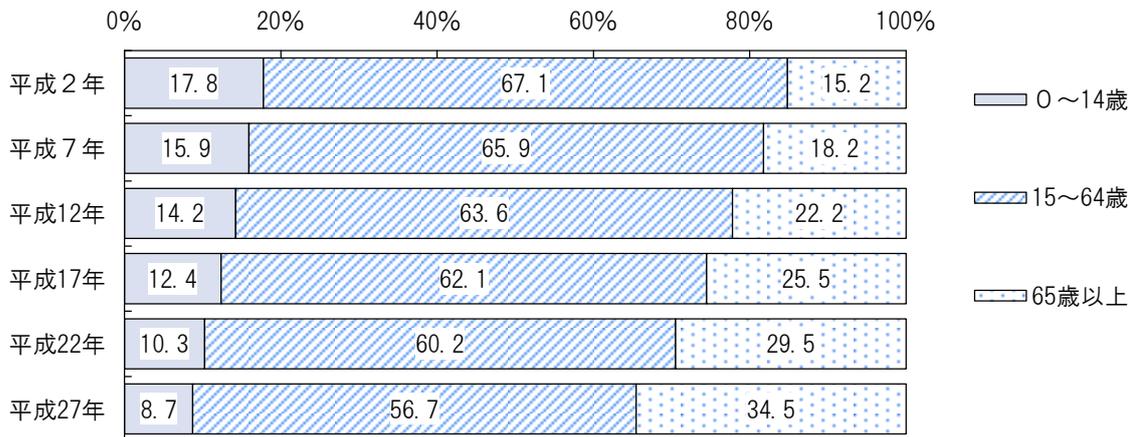
1. 統計データにみる高齢者を取り巻く現状

(1) 人口構造の状況

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向にある一方、65歳以上（老年人口）が増加し続けています。平成27年では、0～14歳が1割を下回る中、65歳以上は34.5%まで達し、約3人に1人以上が65歳以上となり、本市でも高齢化が急速に進んでいます。

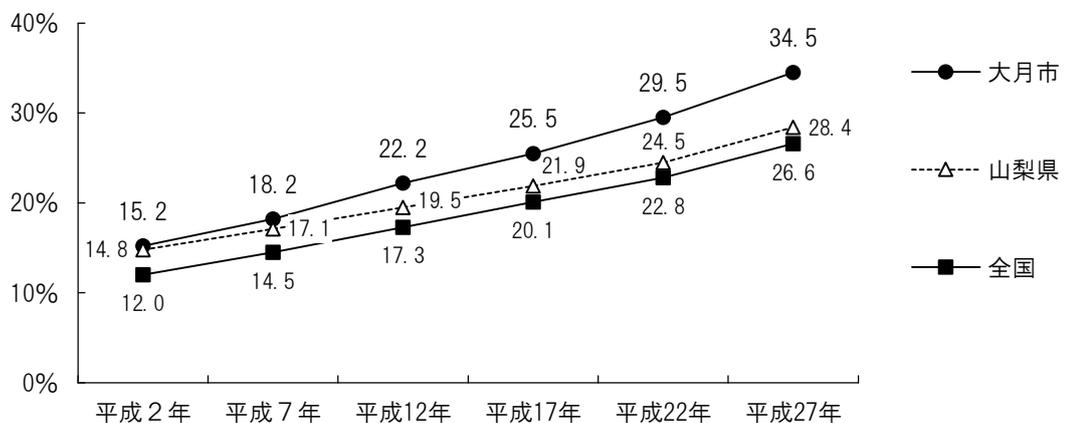
高齢化率の推移を全国や山梨県と比較してみると、全国、山梨県よりも高い水準で推移しています。本市は、全国や山梨県よりも伸び率が高く、グラフの傾斜が強くなっており、平成22年より平成27年のほうが差が広がっています。

年齢3区分別 人口割合の推移



資料：国勢調査

高齢化率の推移



資料：国勢調査

(2) 地区別高齢者の状況

地区別に高齢者人口状況を見ると、65歳以上人口は大月地区で最も多く、2,173人で、高齢化率は40.7%です。高齢化率が最も高い地区は笹子地区で、46.3%にのびります。大月市全体からも6.0ポイント上回っています。一方、高齢化率が最も低い地区は猿橋地区で、31.9%です。

地区別 高齢者人口・高齢化率（令和2年10月1日）

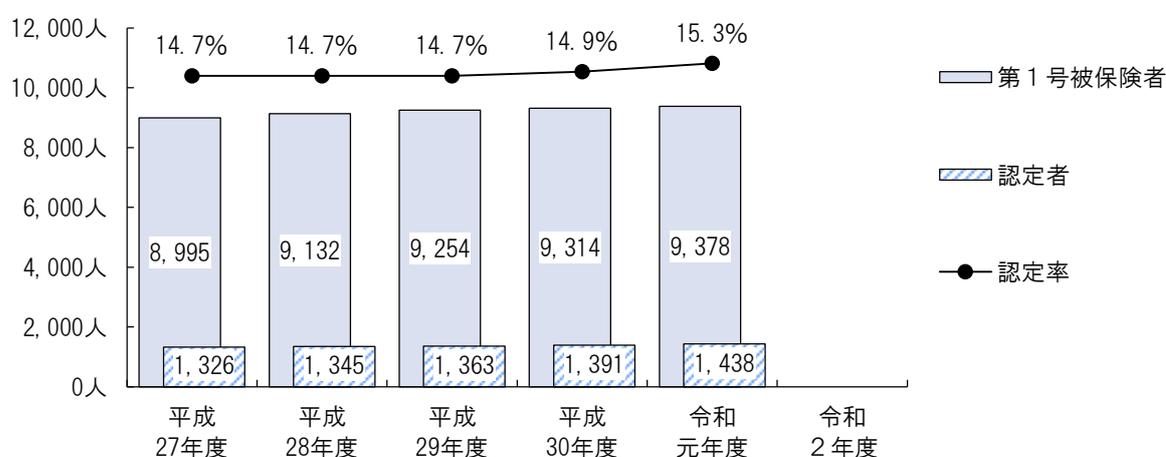
	人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率（%）
大月市	23,284	9,388	40.3
笹子地区	928	430	46.3
初狩地区	1,672	750	44.9
大月地区	5,341	2,173	40.7
賑岡地区	3,013	1,198	39.8
七保地区	3,228	1,488	46.1
猿橋地区	5,006	1,595	31.9
富浜地区	3,232	1,356	42.0
梁川地区	864	398	46.1

資料：住民基本台帳

(3) 要介護認定者の状況

要介護認定者数・要介護認定率の推移をみると、第1号被保険者数、認定者数ともに微増傾向にあります。認定率はほぼ横ばいで推移しており、令和2年度には●%です。

要介護認定者数・要介護認定率の推移



資料：見える化システム・介護保険事業状況報告

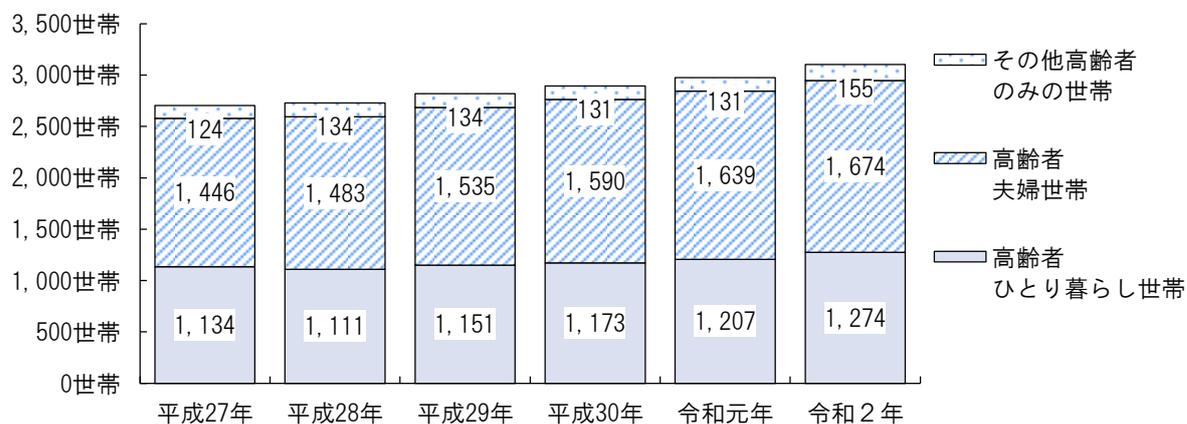
(4) 高齢者世帯の状況

すべての世帯構成員が65歳以上の高齢者からなる高齢者世帯は、増加の一途をたどっています。このため、一般世帯全数に占める割合も上昇し続けており、令和2年には30.1%を占めています。形態別にみても、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、その他高齢者のみの世帯いずれも増加傾向が続いている状態です。

家族形態別 高齢者世帯数・割合の推移

上段：世帯 下段：%	総世帯数	高齢者世帯			
		高齢者世帯	高齢者ひとり暮らし世帯	高齢者夫婦世帯 (夫婦共65歳以上)	その他高齢者のみの世帯
平成27年	10,588	2,704	1,134	1,446	124
	100.0	25.5	10.7	13.7	1.2
平成28年	10,545	2,728	1,111	1,483	134
	100.0	25.9	10.5	14.1	1.3
平成29年	10,504	2,820	1,151	1,535	134
	100.0	26.8	11.0	14.6	1.3
平成30年	10,480	2,894	1,173	1,590	131
	100.0	27.6	11.2	15.2	1.3
令和元年	10,361	2,977	1,207	1,639	131
	100.0	28.7	11.6	15.8	1.3
令和2年	10,326	3,103	1,274	1,674	155
	100.0	30.1	12.3	16.2	1.5
山梨県 令和2年	362,128	103,671	57,672	43,031	2,968
	100.0	28.6	15.9	11.9	0.8

資料：山梨県高齢者福祉基礎調査



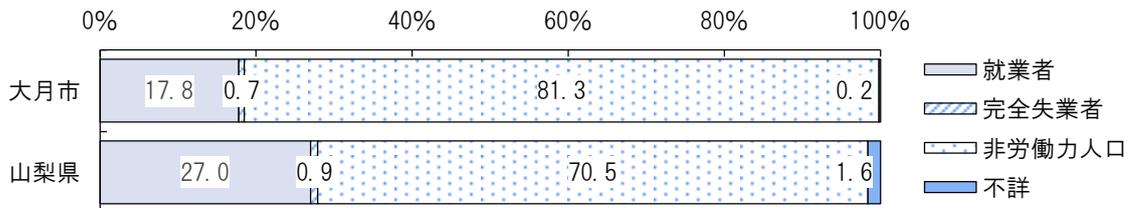
資料：山梨県高齢者福祉基礎調査

(5) 高齢者の就業の状況

高齢者の就業人口をみると、本市では平成27年の国勢調査時点で17.8%となっており、山梨県の就業者率を9.2ポイント下回っています。

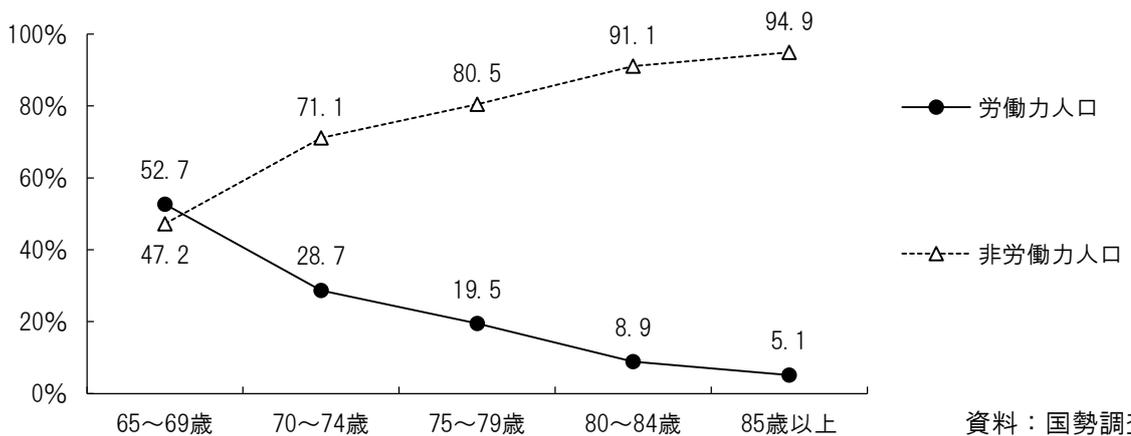
5歳階級別に、また、性別に就業状況をみると、男性は60代の後半で労働力人口が非労働力人口を上回っていますが、年齢が高いほど労働力人口の割合は低く、80代の前半で1割を下回っています。一方、女性の労働力人口はさらに低い水準で、60代の後半で3割を下回っています。

高齢者の就業に関する人口の割合（平成27年）



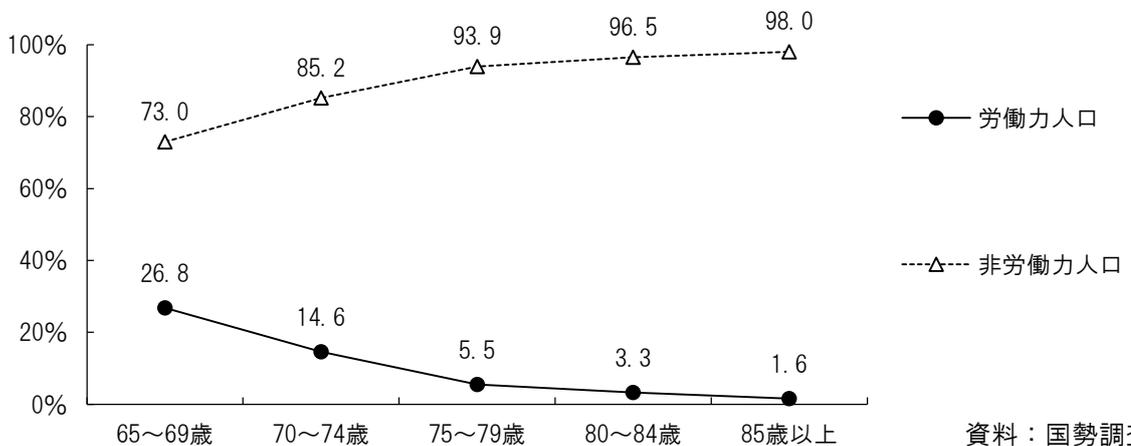
資料：国勢調査

年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合 男性（平成27年）



資料：国勢調査

年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合 女性（平成27年）



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果にみる現状

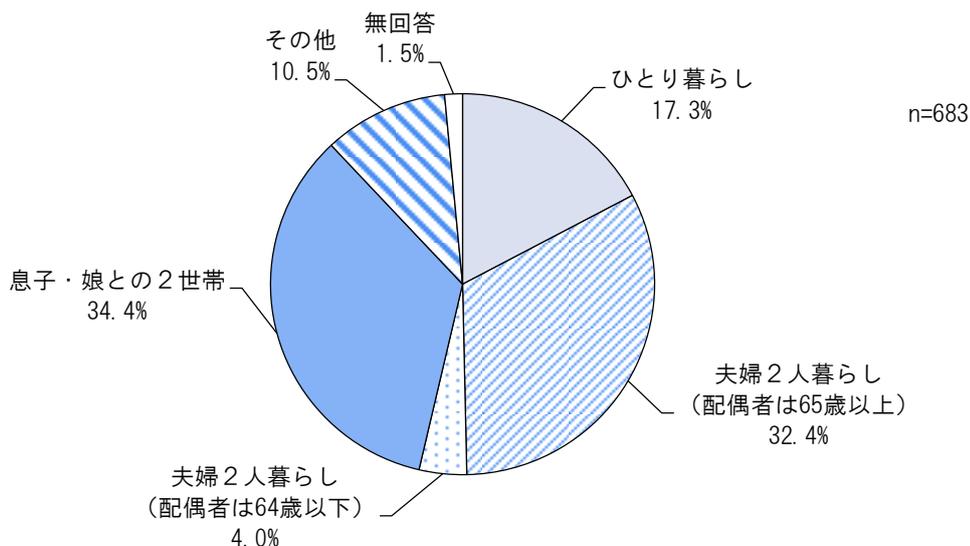
高齢者の生活実態や健康状態、保健福祉サービスや介護保険サービスの満足度等を把握するため、アンケート調査を実施しました。（調査概要については第1章5参照）

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

①世帯構成

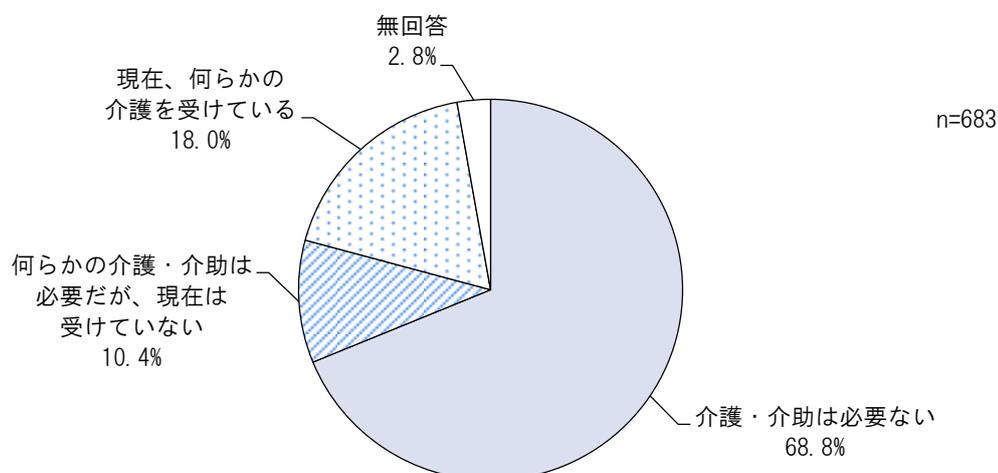
nはサンプルサイズで、比率はこれを100%として算出

「息子・娘との2世帯」が34.4%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者は65歳以上）」が32.4%、「ひとり暮らし」が17.3%などとなっています。



②介護・介助の必要性

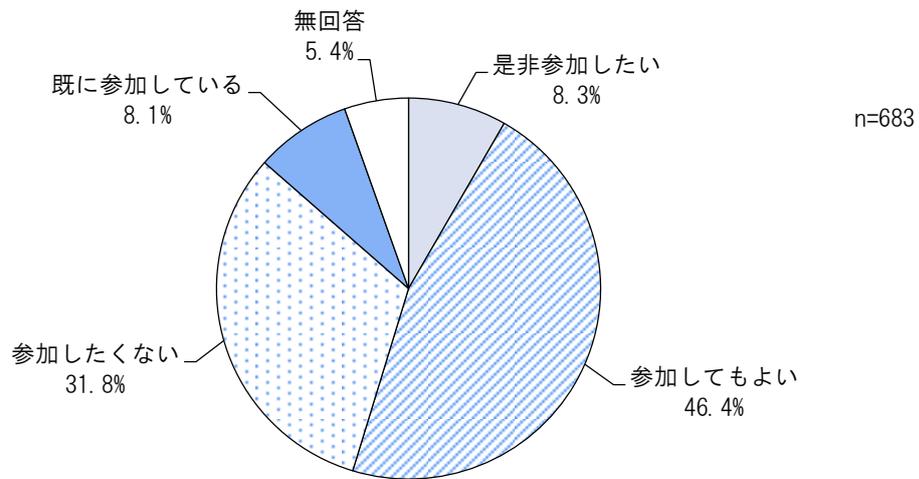
「介護・介助は必要ない」が68.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.4%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が18.0%となっています。



※グラフ内「現在、何らかの介護を受けている」は「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」

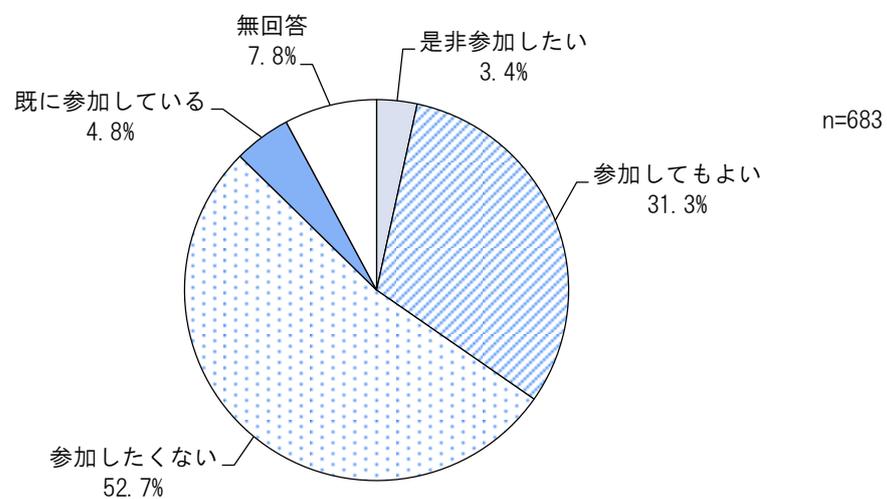
③地域づくりの参加者としての参加意欲

「是非参加したい」が8.3%、「参加してもよい」が46.4%、「参加したくない」が31.8%、「既に参加している」が8.1%となっています。



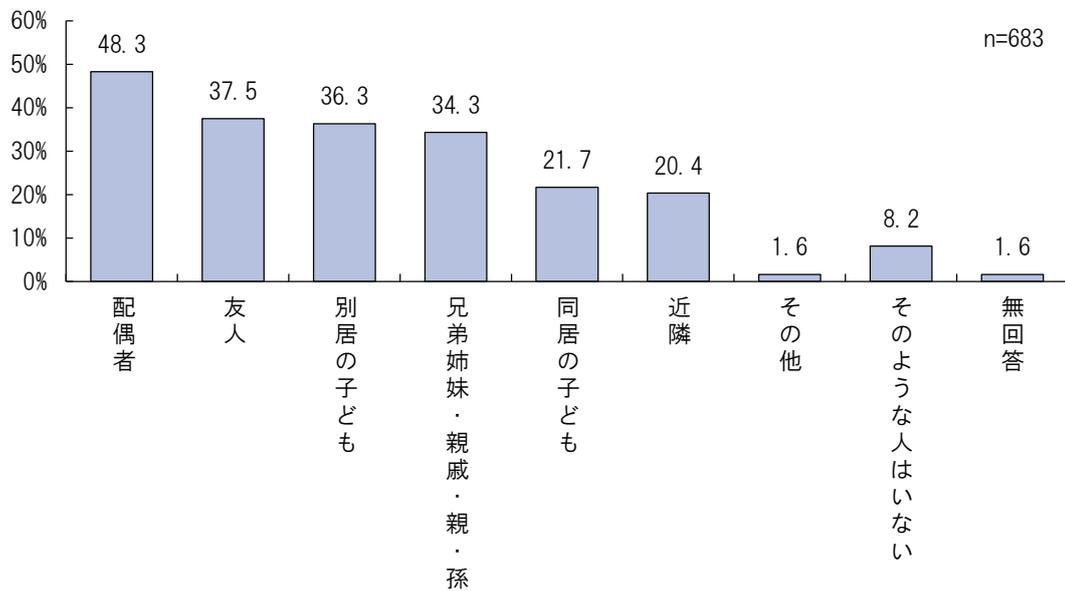
④地域づくりの企画・運営側としての参加意欲

「是非参加したい」が3.4%、「参加してもよい」が31.3%、「参加したくない」が52.7%、「既に参加している」が4.8%となっています。



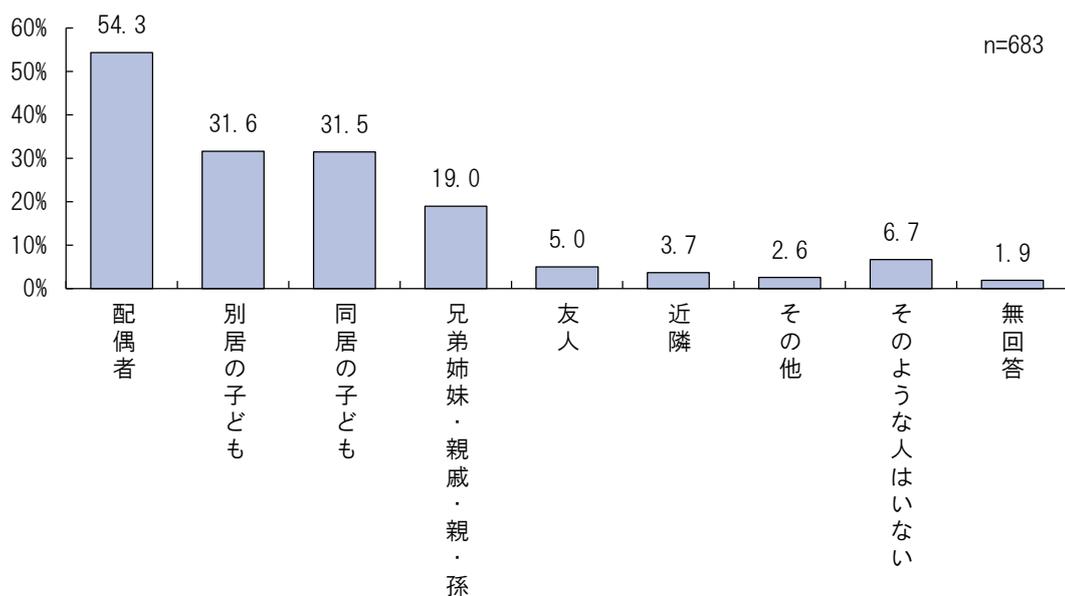
⑤心配事や愚痴を聞いてくれる人

「配偶者」が48.3%と最も多く、次いで「友人」が37.5%、「別居の子ども」が36.3%などとなっています。



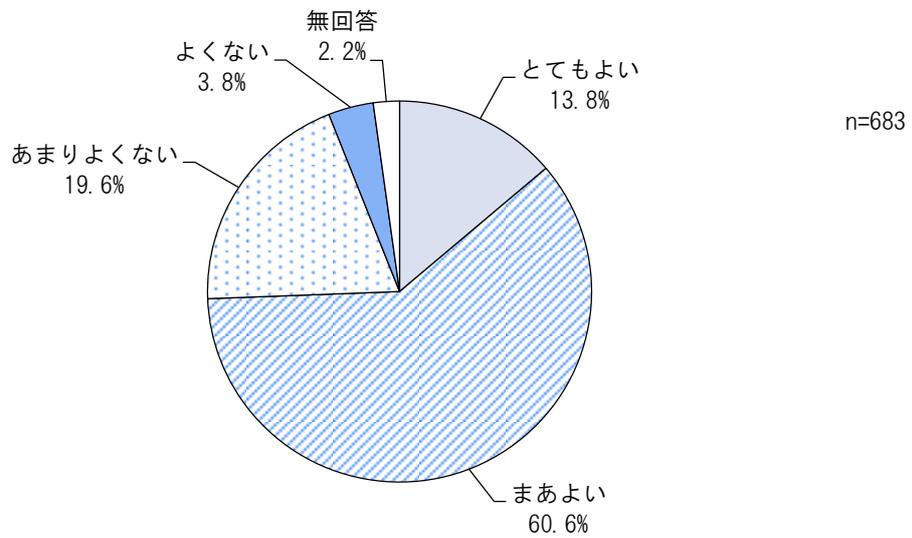
⑥病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人

「配偶者」が54.3%と最も多く、次いで「別居の子ども」が31.6%、「同居の子ども」が31.5%などとなっています。



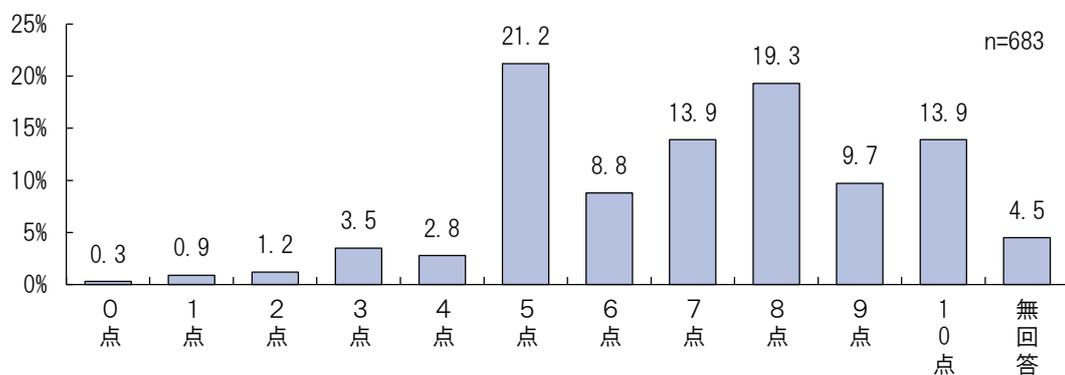
⑦現在の健康状態

「とてもよい」が13.8%、「まあよい」が60.6%、「あまりよくない」が19.6%、「よくない」が3.8%となっています。

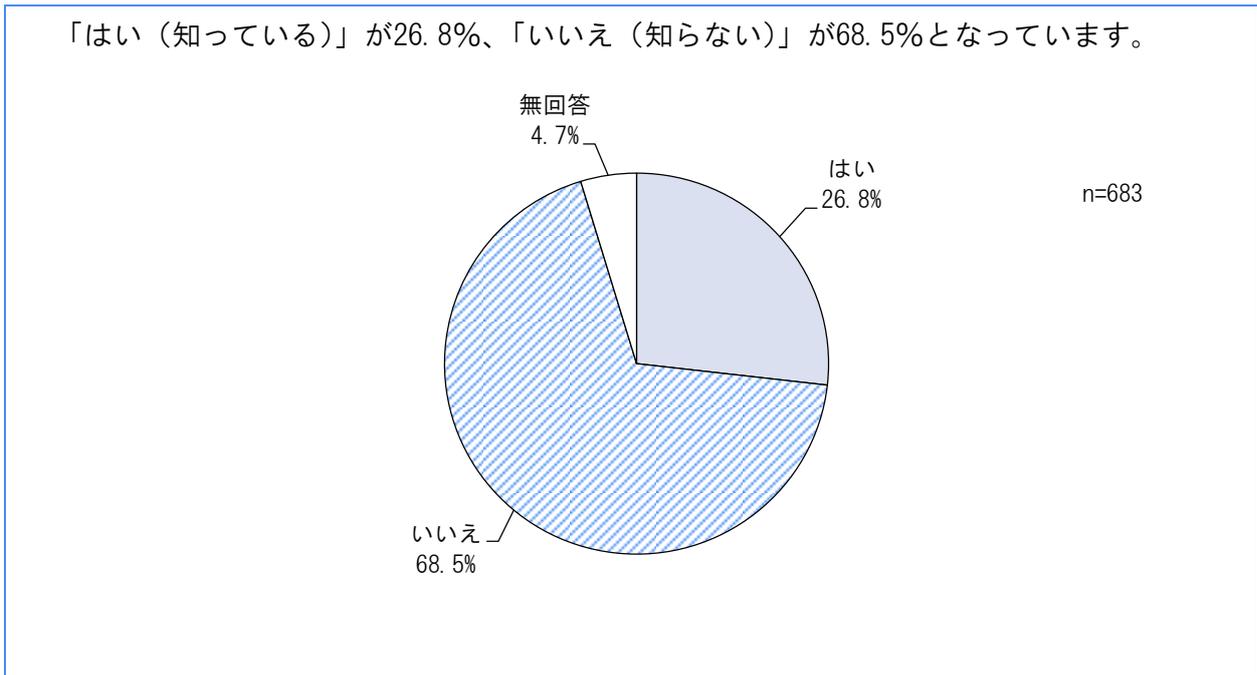


⑧幸福度

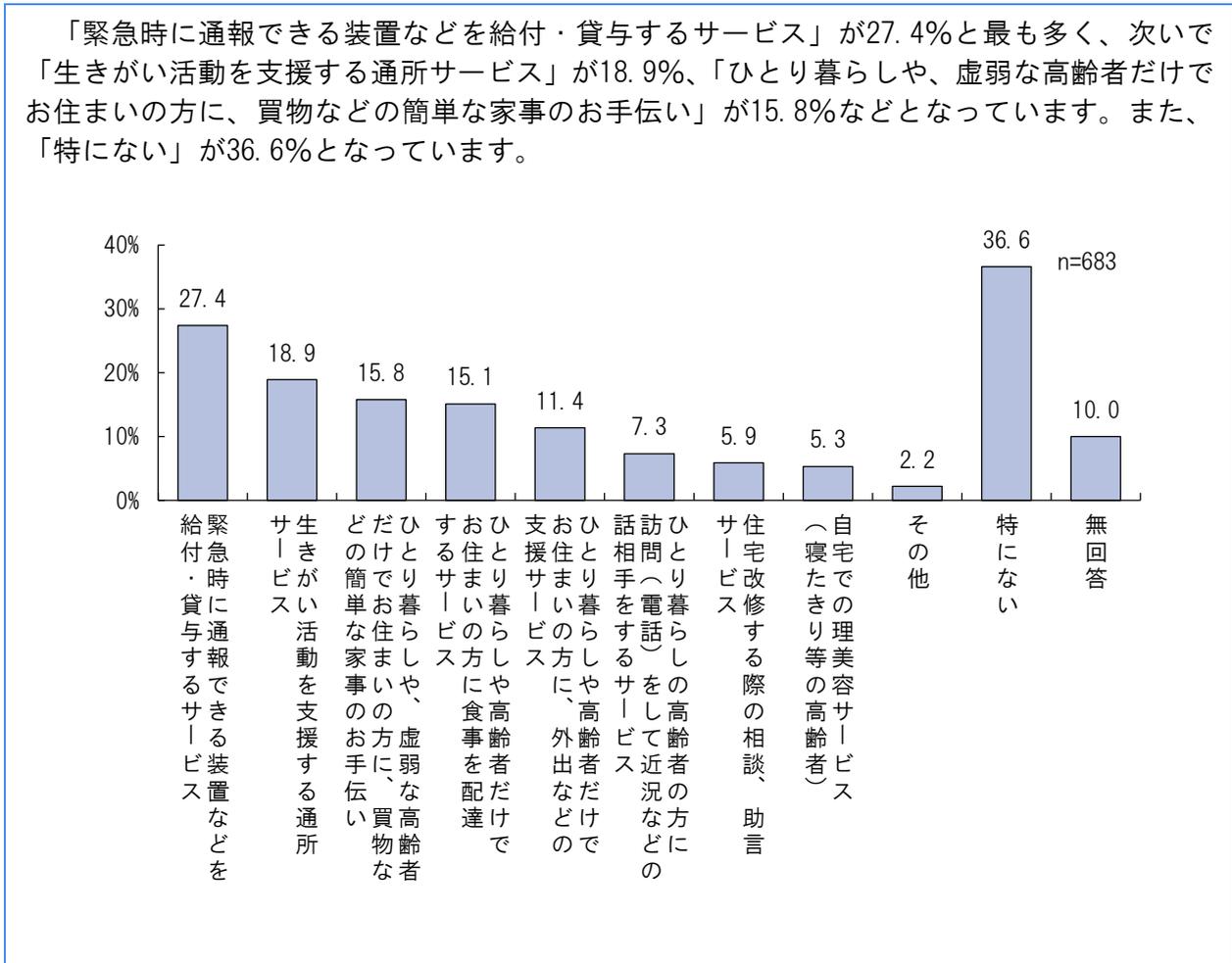
「5点」が21.2%と最も多く、次いで「8点」が19.3%、「7点」と「10点」が13.9%などとなっています。



⑨認知症に関する相談窓口の認知度

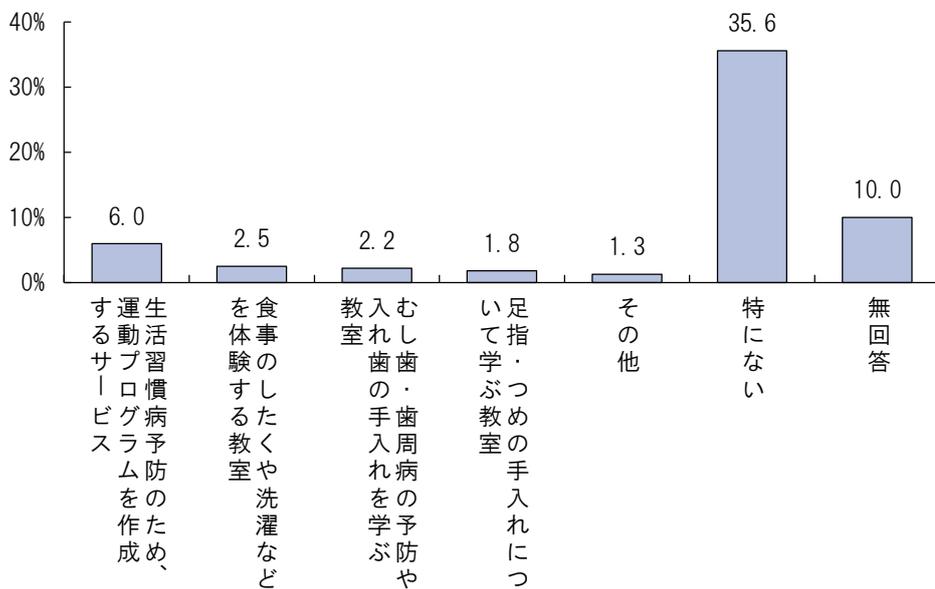
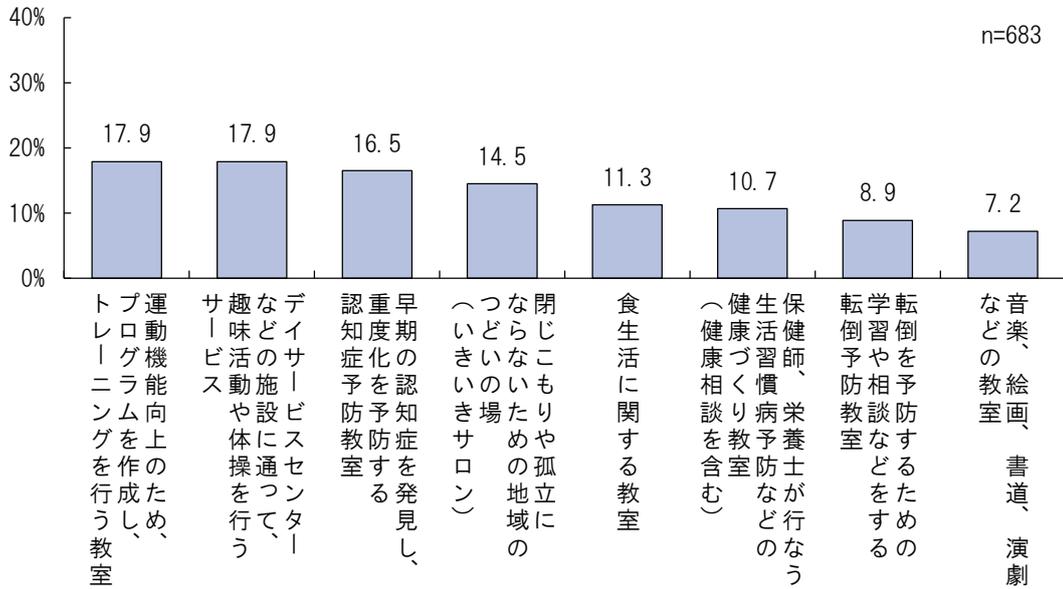


⑩自立した生活を支援するサービスで利用したいと思うもの



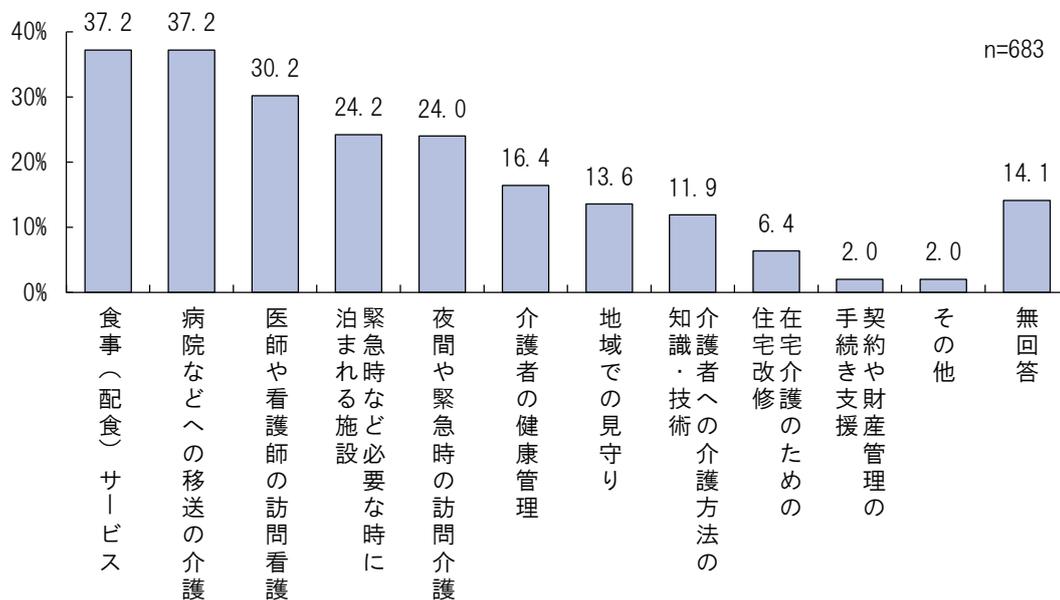
⑪介護予防や生きがい活動を支援するサービスで利用したいと思うもの

「運動機能向上のため、プログラムを作成し、トレーニングを行う教室」と「デイサービスセンターなどの施設に通って、趣味活動や体操を行うサービス」が17.9%と最も多く、次いで「早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室」が16.5%、「閉じこもりや孤立にならないための地域のつどいの場（いきいきサロン）」が14.5%などとなっています。また、「特にない」が35.6%となっています。



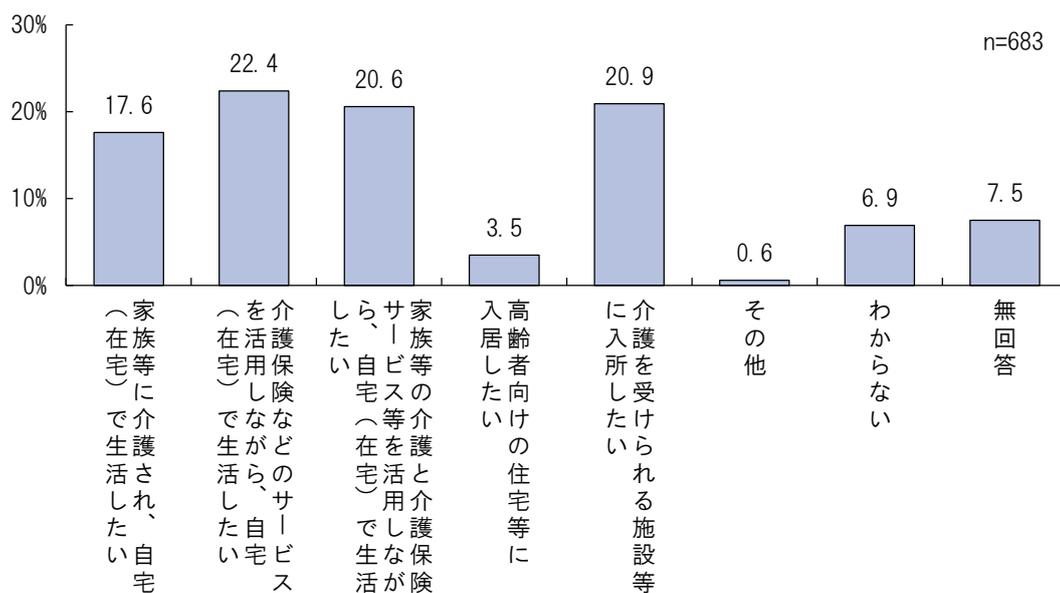
⑫安心して在宅介護を行う上で必要と思うもの

「食事（配食）サービス」と「病院などへの移送の介護」が37.2%と最も多く、次いで「医師や看護師の訪問看護」が30.2%、「緊急時など必要な時に泊まれる施設」が24.2%などとなっています。



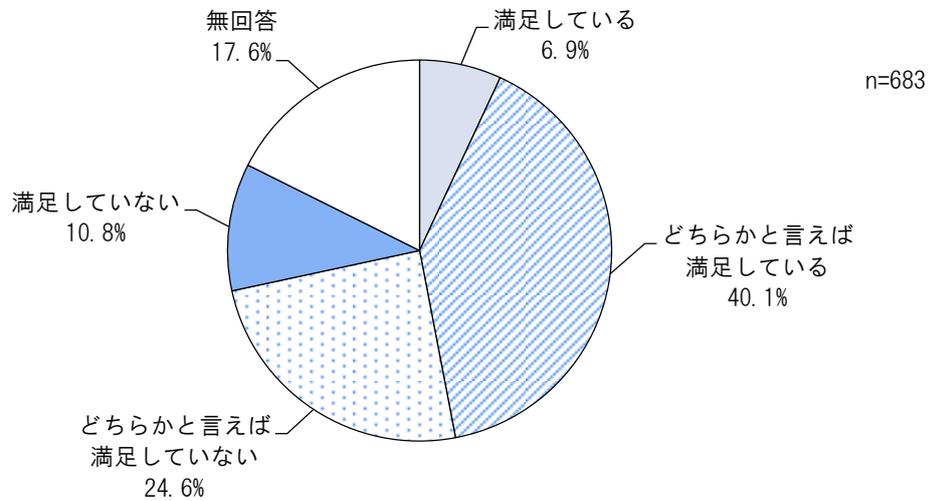
⑬介護が必要となった場合に介護を受けたい場所

「介護保険などのサービスを活用しながら、自宅（在宅）で生活したい」が22.4%と最も多く、次いで「介護を受けられる施設等に入所したい」が20.9%、「家族等の介護と介護保険サービス等を活用しながら、自宅（在宅）で生活したい」が20.6%などとなっています。



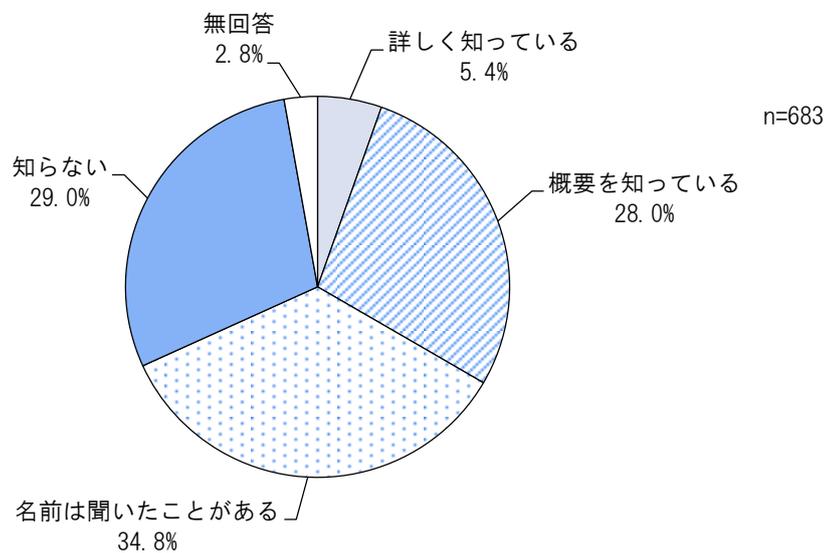
⑭介護保険制度全般の満足度

「満足している」が6.9%、「どちらかと言えば満足している」が40.1%、「どちらかと言えば満足していない」が24.6%、「満足していない」が10.8%となっています。



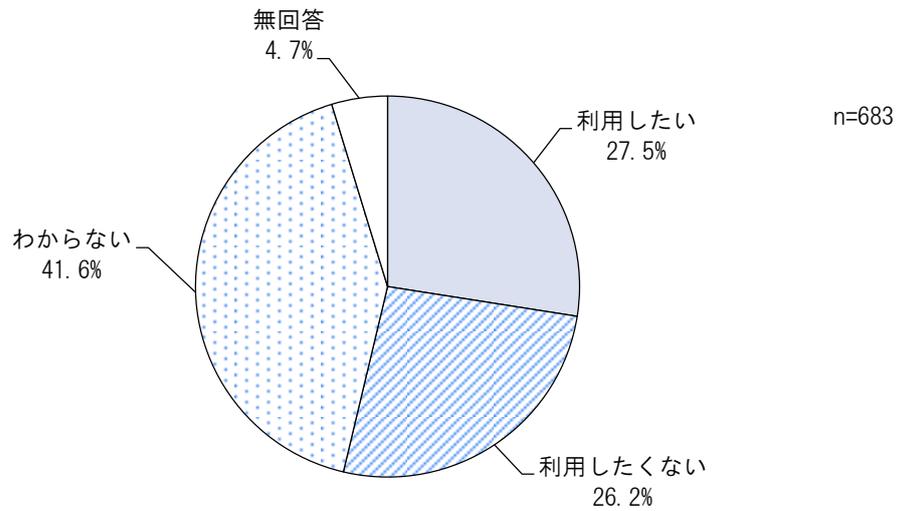
⑮成年後見制度の認知度

「詳しく知っている」が5.4%、「概要を知っている」が28.0%、「名前は聞いたことがある」が34.8%、「知らない」が29.0%となっています。



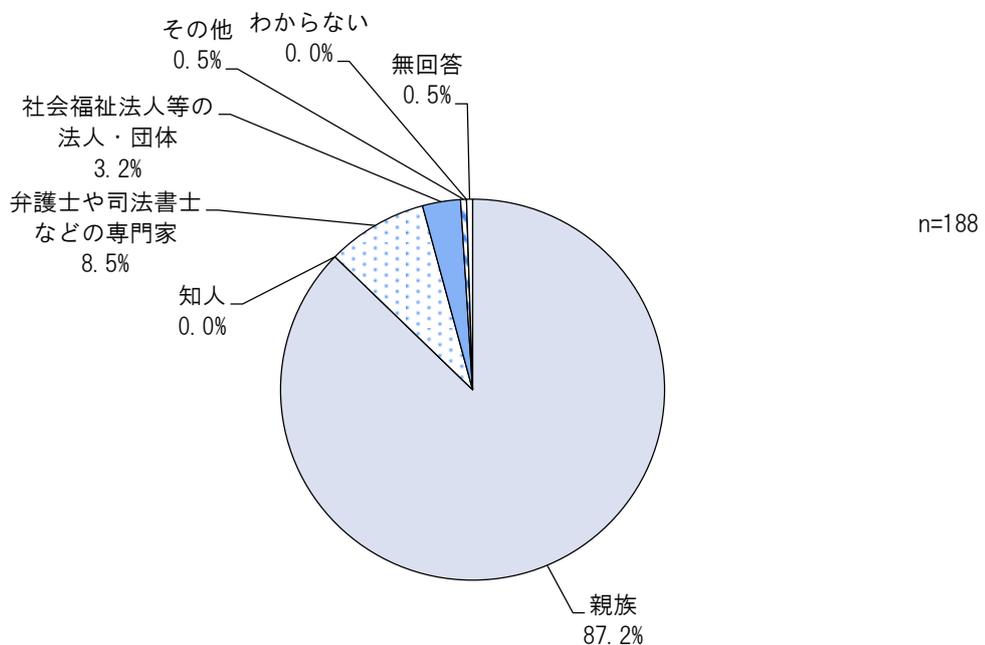
⑩判断能力に不安が生じた時の成年後見制度の利用意向

「利用したい」が27.5%、「利用したくない」が26.2%、「わからない」が41.6%となっています。



⑪後見人になってもらいたい人

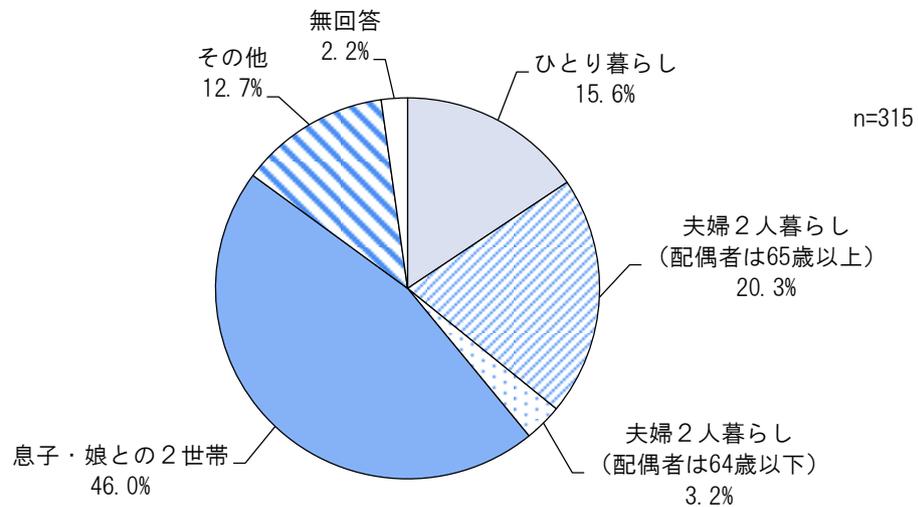
「親族」が87.2%と最も多く、次いで「弁護士や司法書士などの専門家」が8.5%、「社会福祉法人等の法人・団体」が3.2%などとなっています。



(2) 在宅介護実態調査の結果

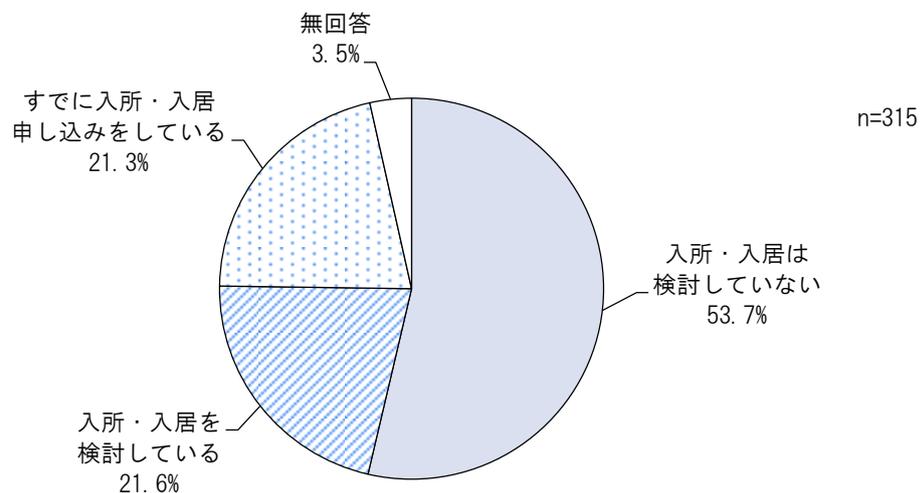
①世帯構成

「息子・娘との2世帯」が46.0%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者は65歳以上）」が20.3%、「ひとり暮らし」が15.6%などとなっています。

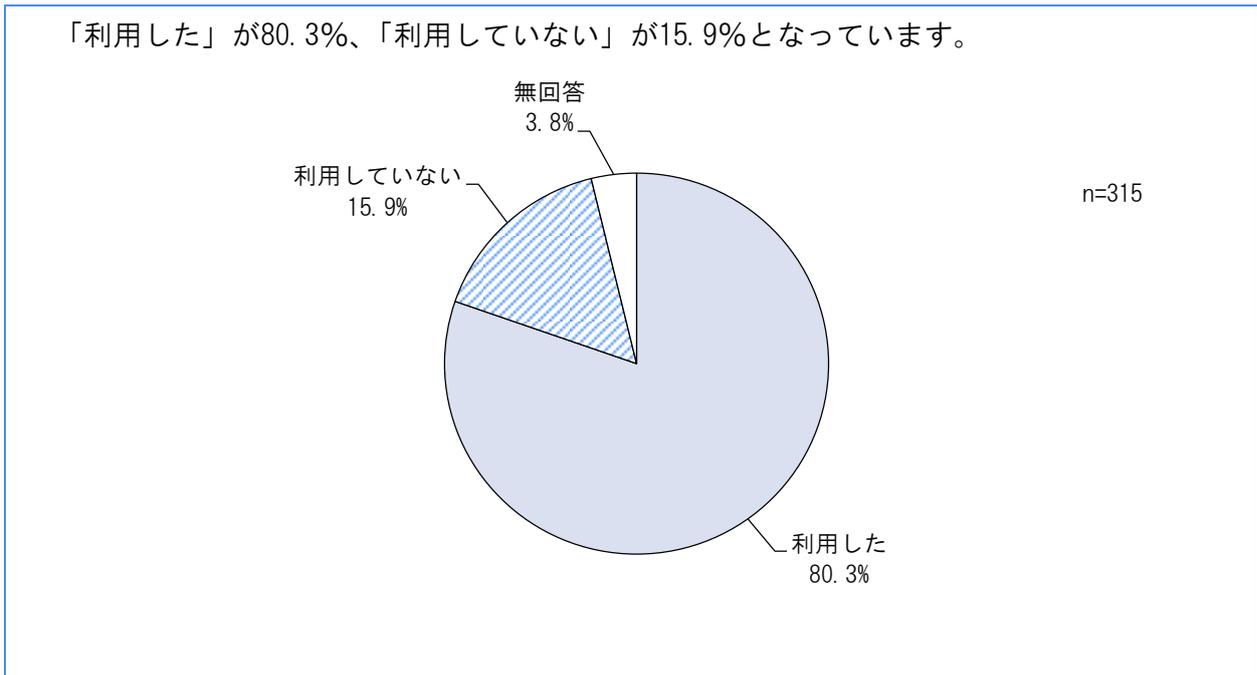


②施設等への入所・入居の検討状況

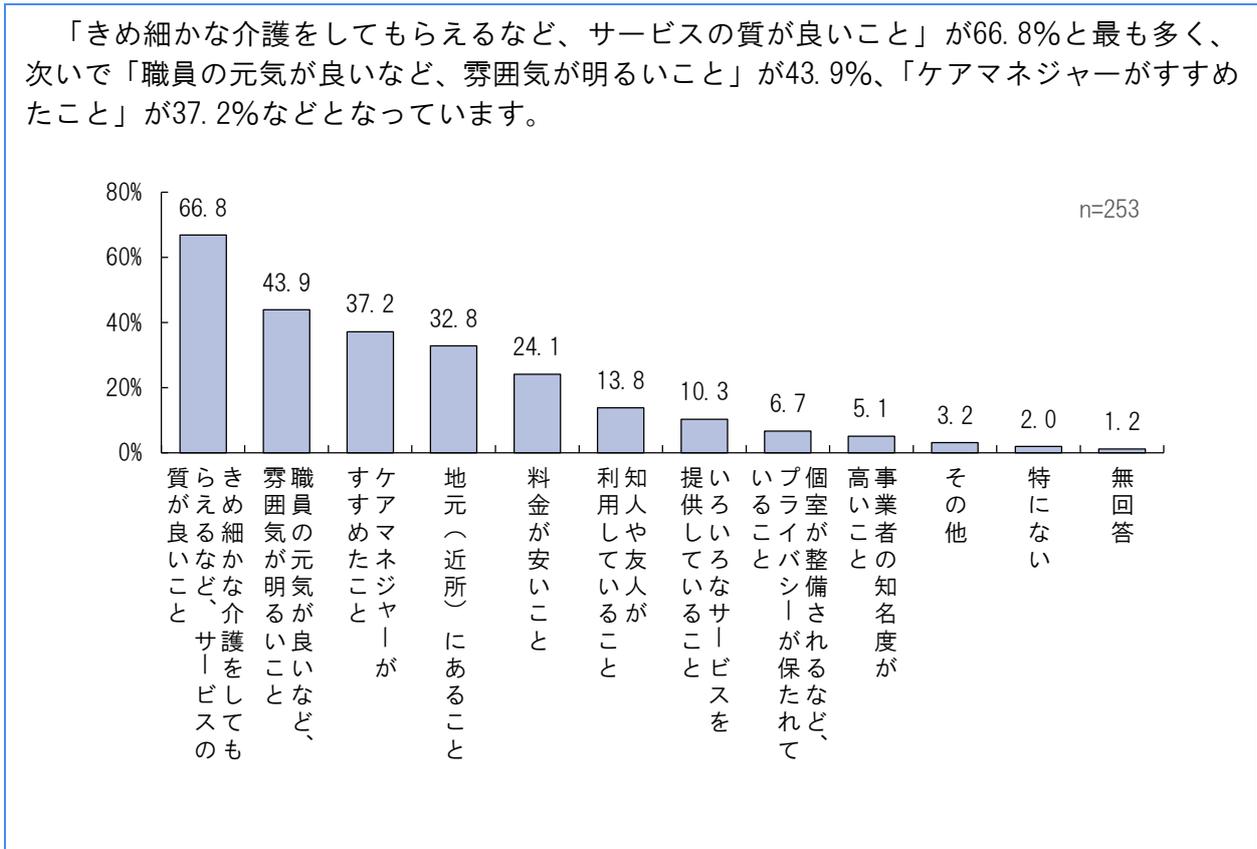
「入所・入居は検討していない」が53.7%、「入所・入居を検討している」が21.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が21.3%となっています。



③令和元年12月の介護保険サービスの利用状況

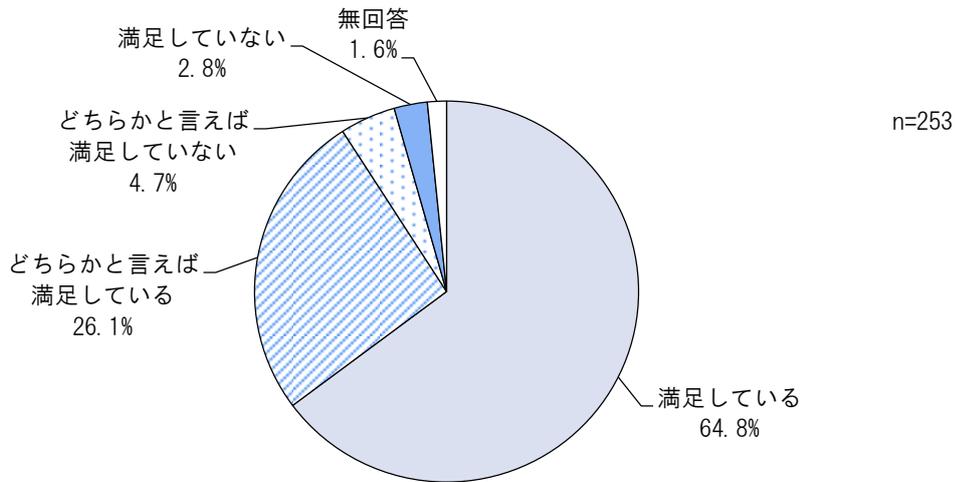


④介護保険サービスの事業者を選ぶ際に重視すること



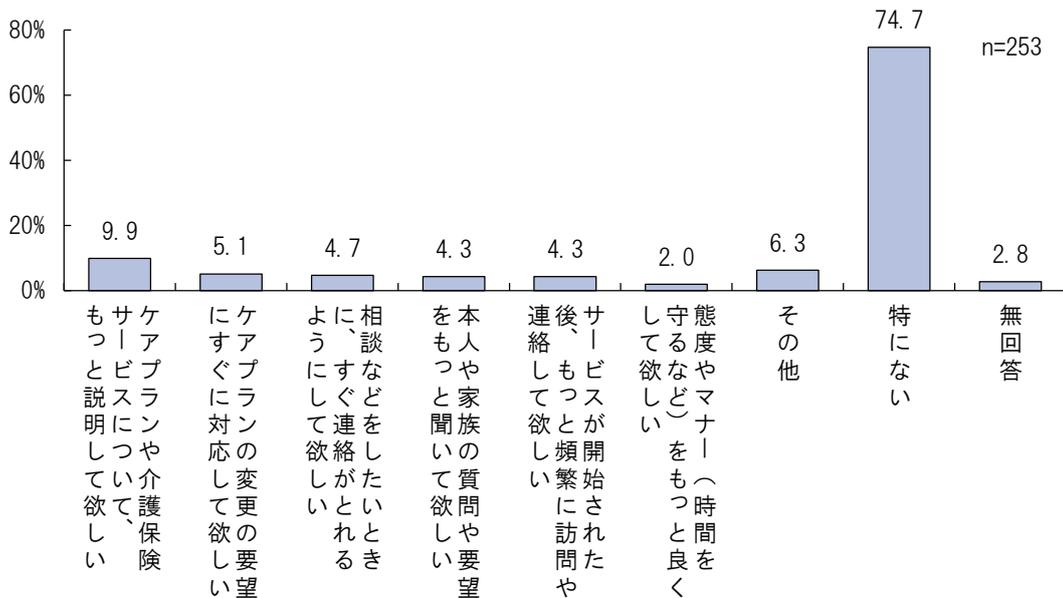
⑤担当のケアマネジャーの満足度

「満足している」が64.8%、「どちらかと言えば満足している」が26.1%、「どちらかと言えば満足していない」が4.7%、「満足していない」が2.8%となっています。



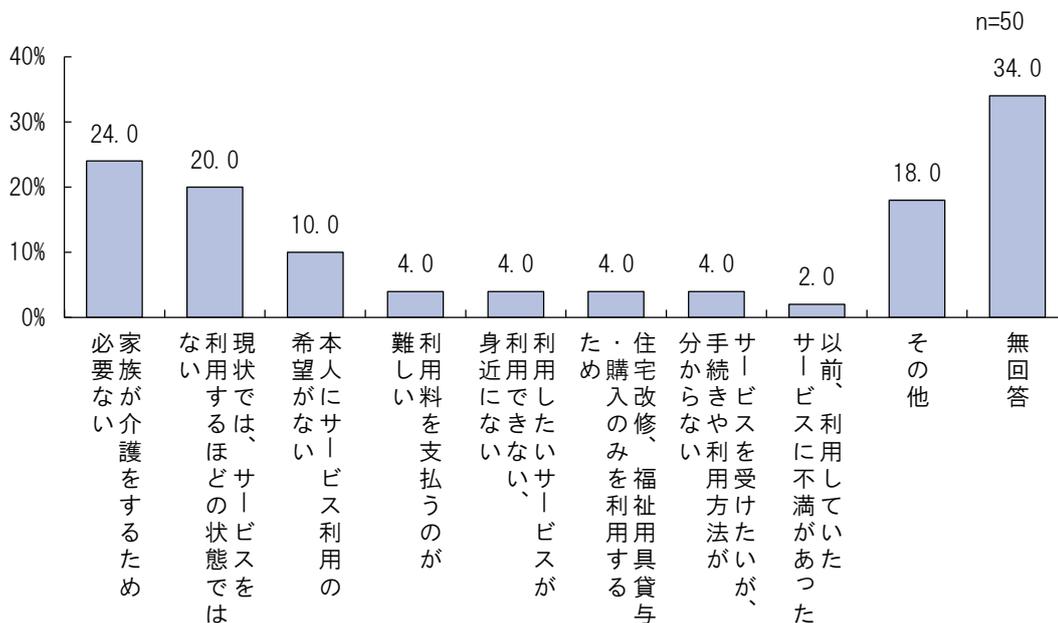
⑥担当のケアマネジャーに対しての要望

「ケアプランや介護保険サービスについて、もっと説明して欲しい」が9.9%と最も多く、次いで「ケアプランの変更の要望にすぐに対応して欲しい」が5.1%、「相談などをしたときに、すぐ連絡がとれるようにして欲しい」が4.7%などとなっています。また、「特にない」が74.7%となっています。



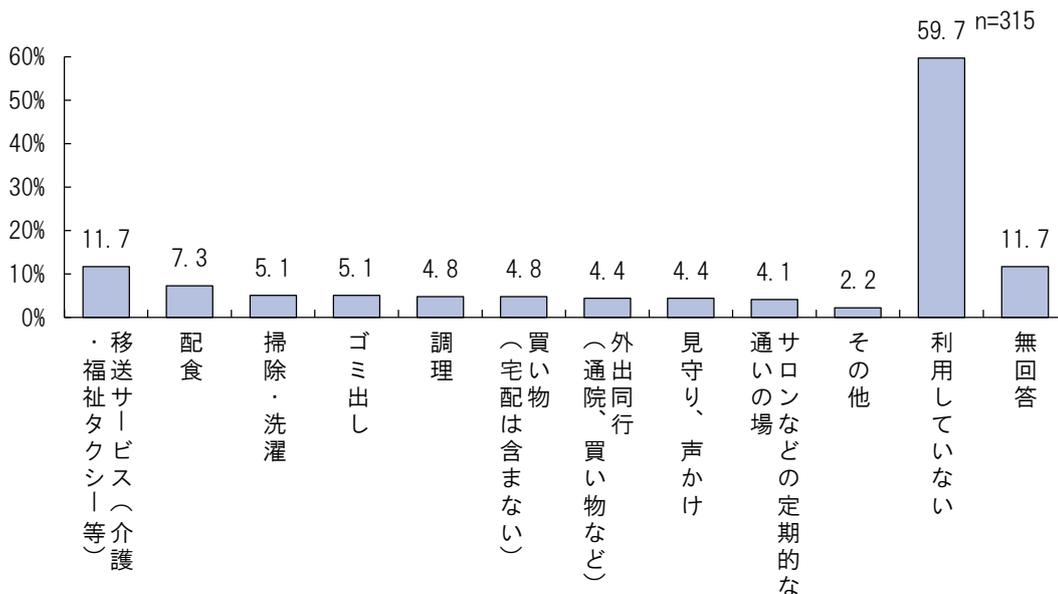
⑦介護保険サービスを利用していない理由

「家族が介護をするため必要ない」が24.0%と最も多く、次いで「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が20.0%、「本人にサービス利用の希望がない」が10.0%などとなっています。



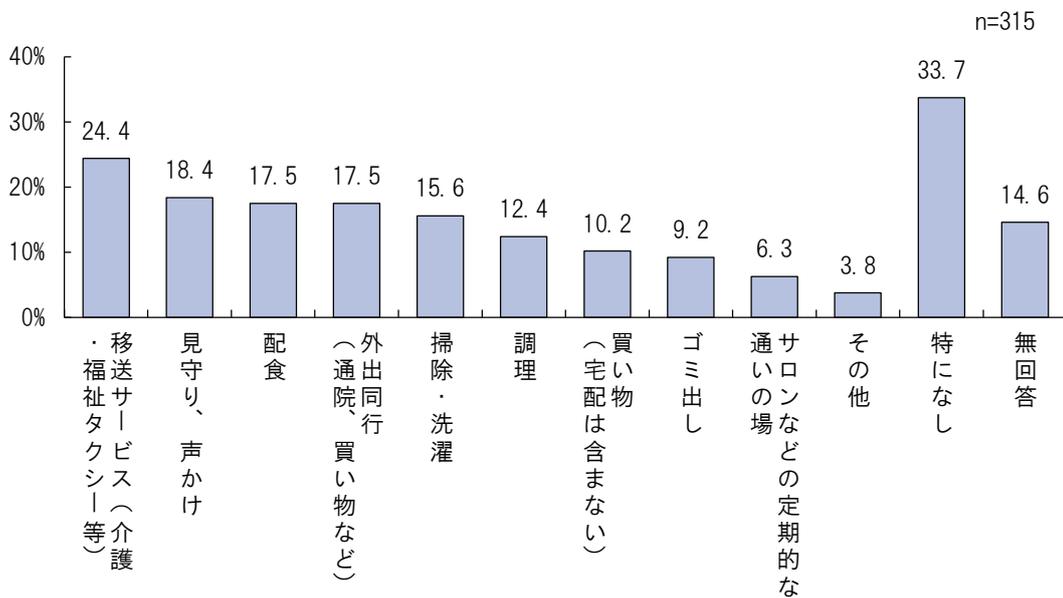
⑧現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が11.7%と最も多く、次いで「配食」が7.3%、「掃除・洗濯」と「ゴミ出し」が5.1%などとなっています。また、「利用していない」が59.7%となっています。



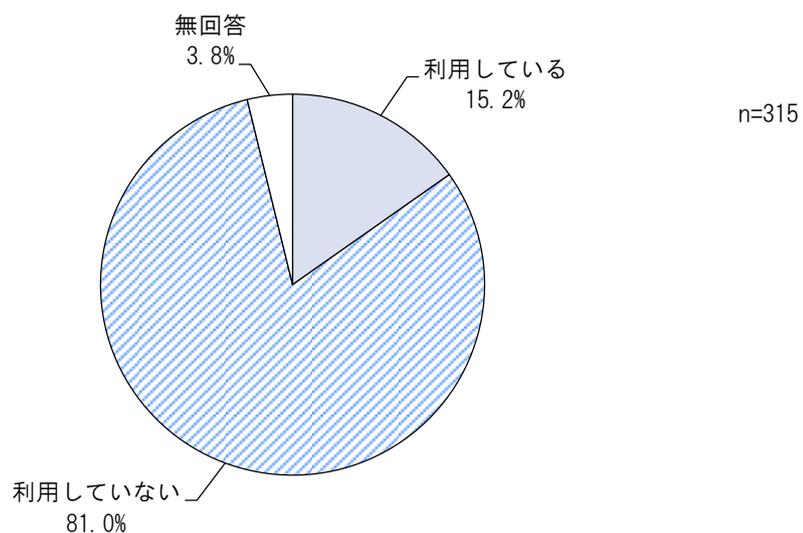
⑨今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.4%と最も多く、次いで「見守り、声かけ」が18.4%、「配食」と「外出同行（通院、買い物など）」が17.5%などとなっています。また、「特になし」が33.7%となっています。



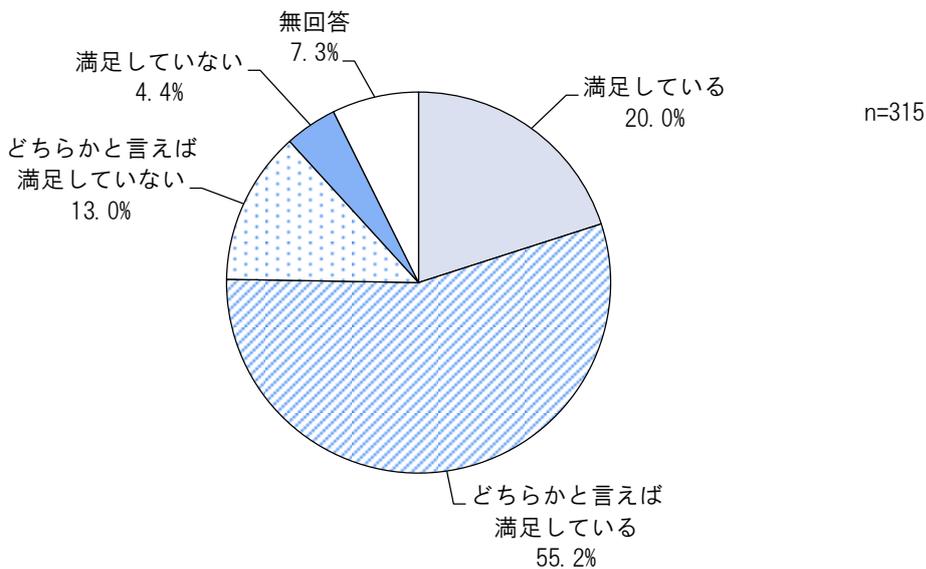
⑩訪問診療の利用状況

「利用している」が15.2%、「利用していない」が81.0%となっています。



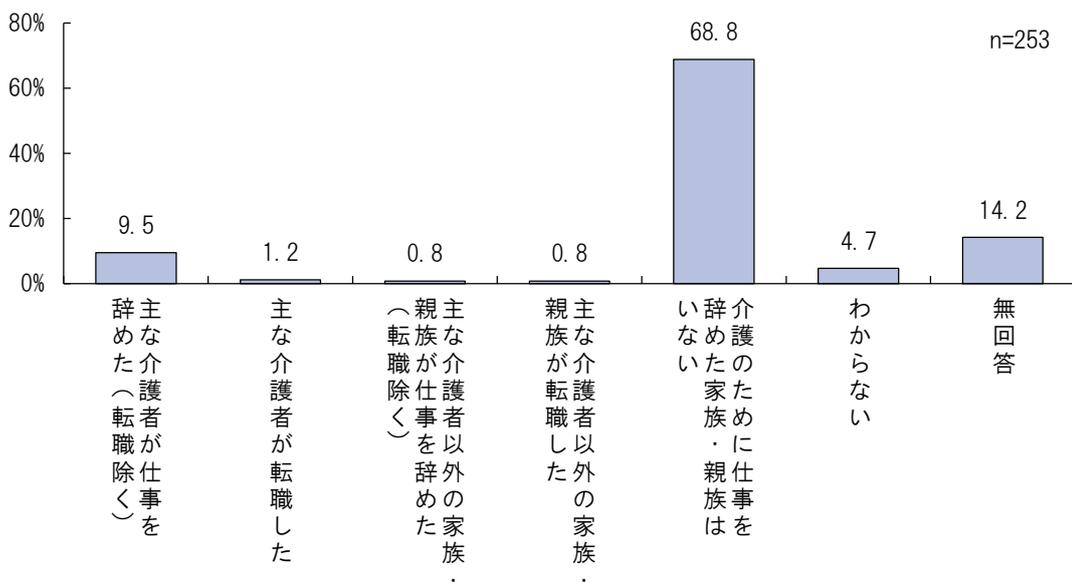
⑪介護保険制度全般の満足度

「満足している」が20.0%、「どちらかと言えば満足している」が55.2%、「どちらかと言えば満足していない」が13.0%、「満足していない」が4.4%となっています。



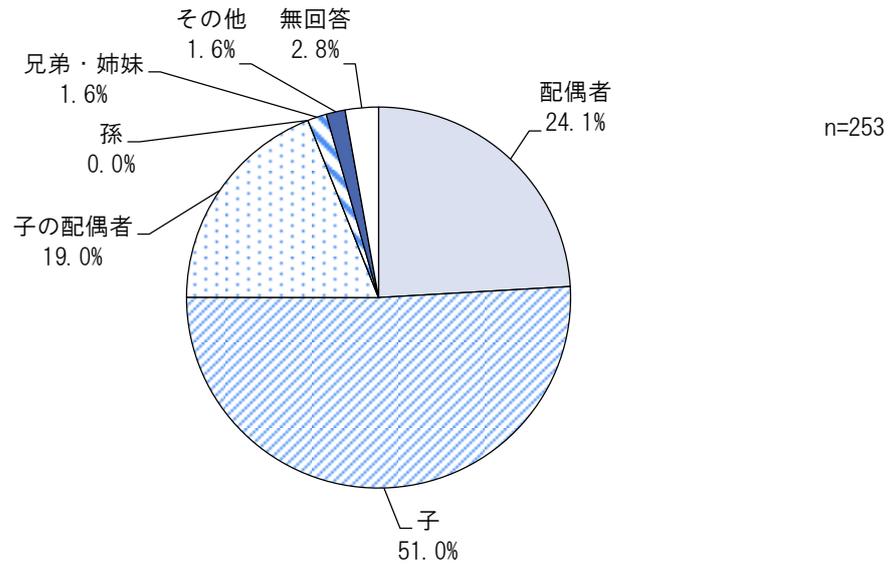
⑫家族や親族の中で介護を主な理由として仕事を辞めた人の有無

「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が9.5%と最も多く、次いで「主な介護者が転職した」が1.2%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」と「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.8%となっています。また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が68.8%、「わからない」が4.7%となっています。



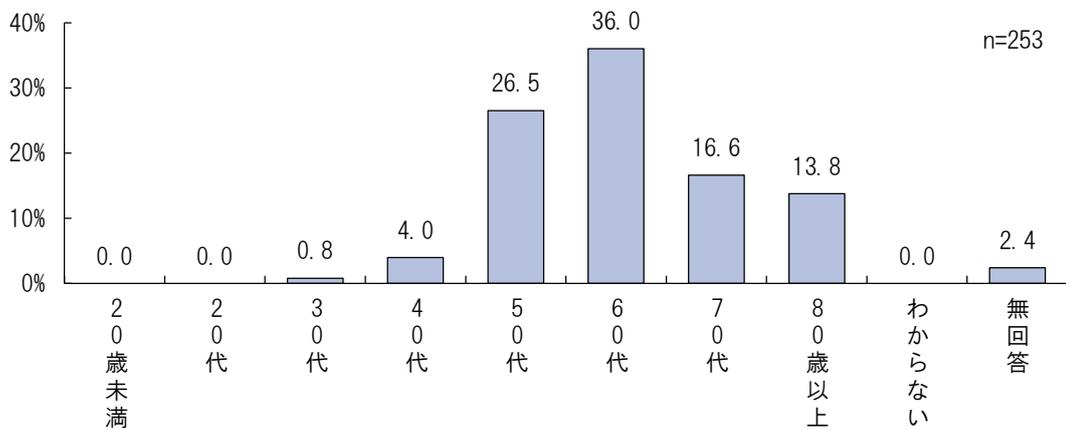
⑬主な介護者

「子」が51.0%と最も多く、次いで「配偶者」が24.1%、「子の配偶者」が19.0%などとなっています。



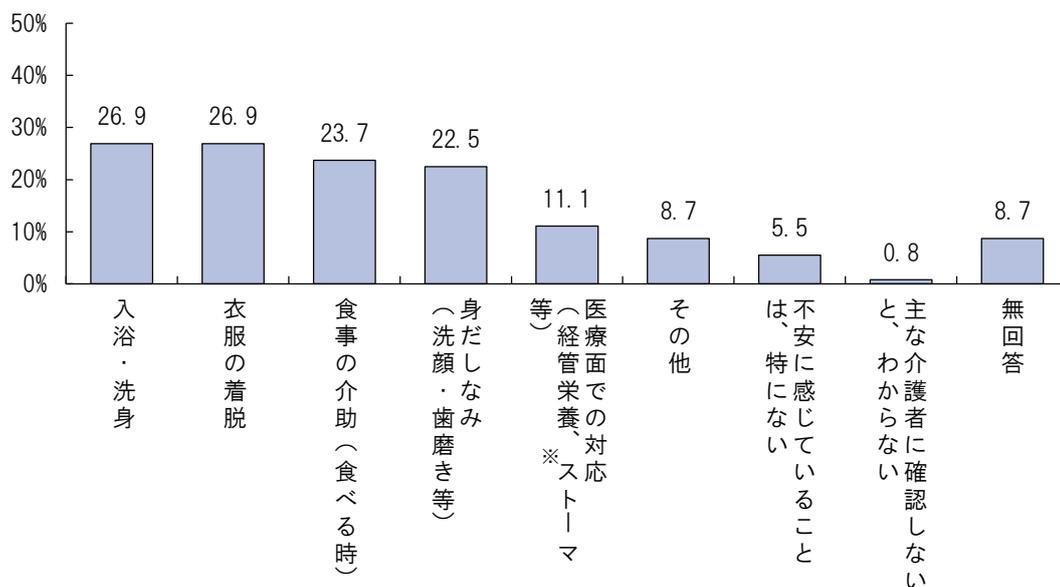
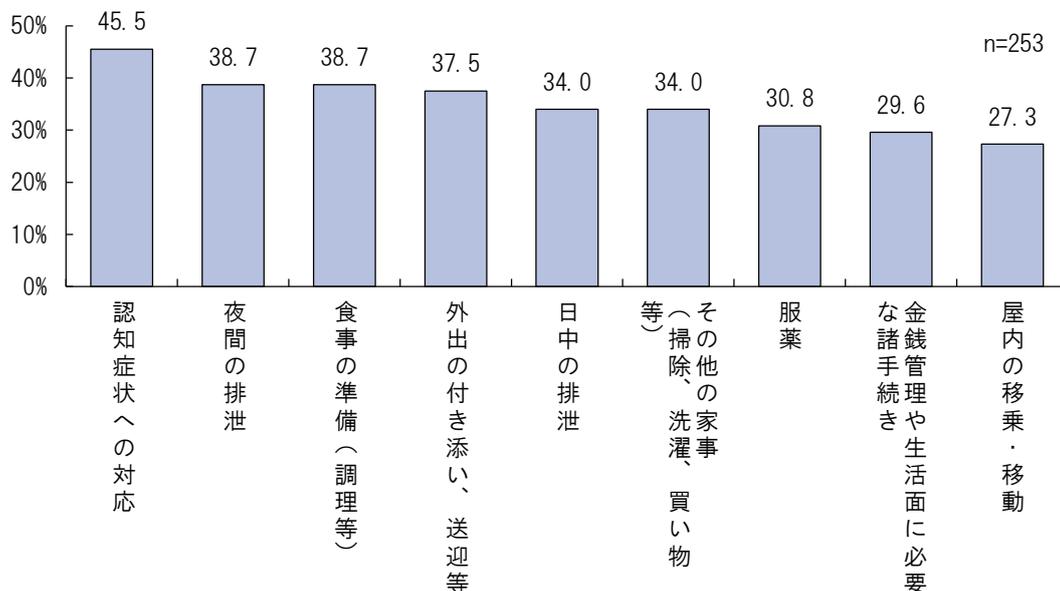
⑭主な介護者の年齢

「60代」が36.0%と最も多く、次いで「50代」が26.5%、「70代」が16.6%などとなっています。



⑮主な介護者が不安に感じる介護等

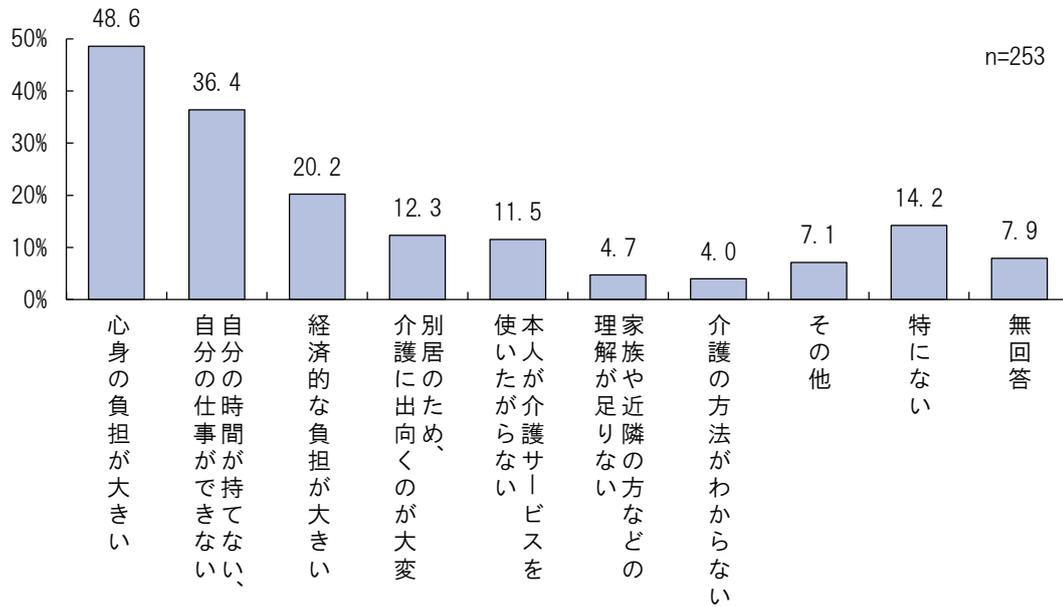
「認知症状への対応」が45.5%と最も多く、次いで「夜間の排泄」と「食事の準備（調理等）」が38.7%、「外出の付き添い、送迎等」が37.5%などとなっています。



※ストーマ：手術などによって腹壁につくられた排泄口のこと

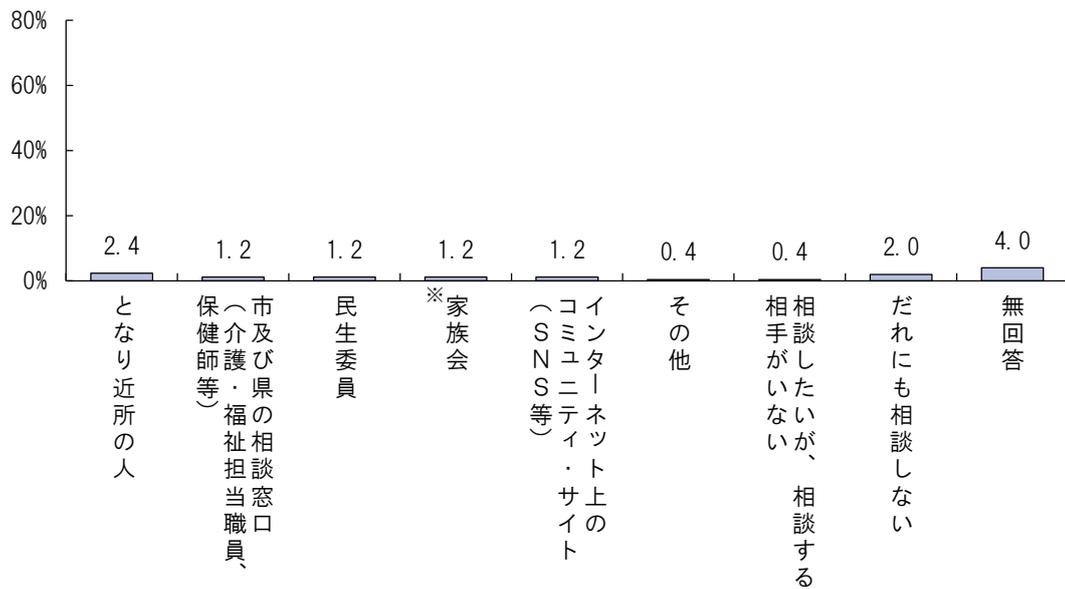
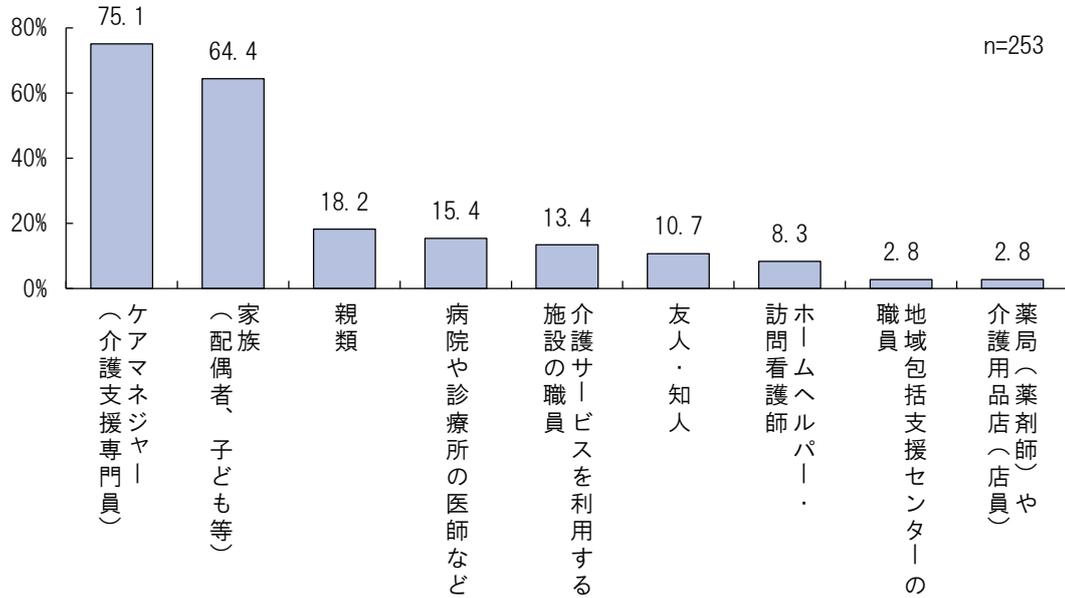
⑩主な介護者が介護する上で困っていること

「心身の負担が大きい」が48.6%と最も多く、次いで「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が36.4%、「経済的な負担が大きい」が20.2%などとなっています。



⑰主な介護者が介護に困ったときに相談する人

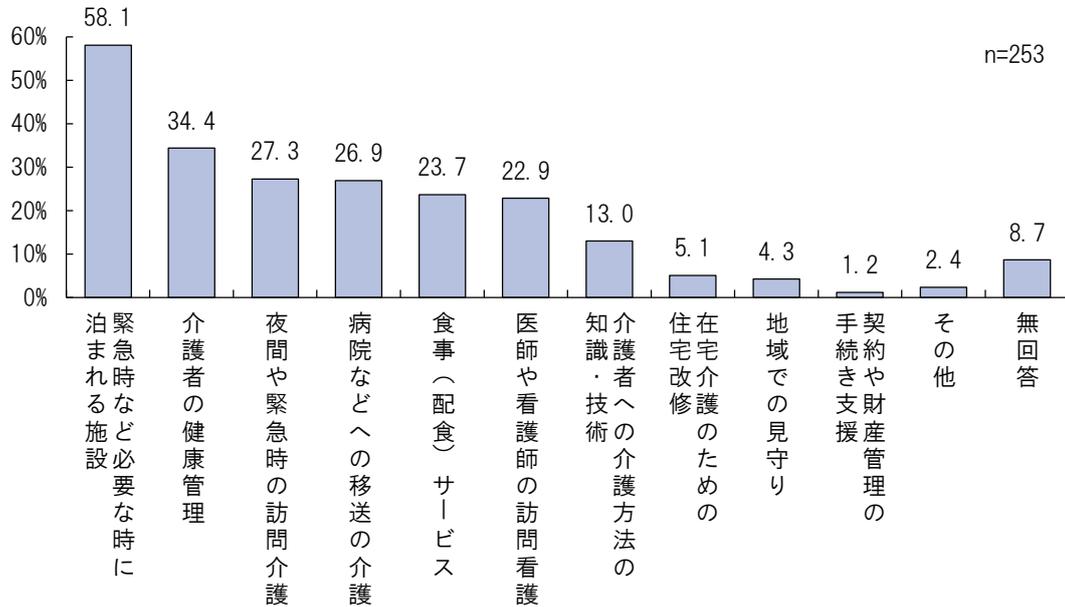
「ケアマネジャー（介護支援専門員）」が75.1%と最も多く、次いで「家族（配偶者、子ども等）」が64.4%、「親類」が18.2%などとなっています。



※家族会：介護をしている家族同士が交流する場

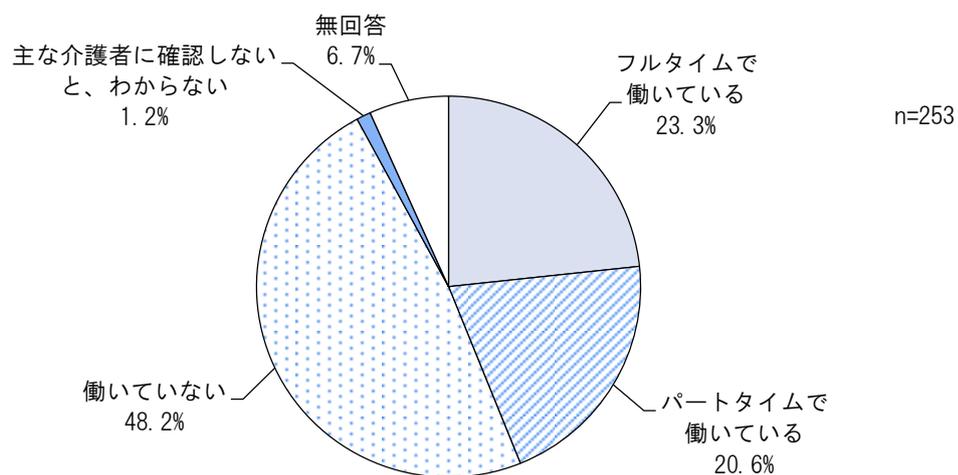
⑩安心して在宅介護を行う上で必要と思うもの

「緊急時など必要な時に泊まれる施設」が58.1%と最も多く、次いで「介護者の健康管理」が34.4%、「夜間や緊急時の訪問介護」が27.3%などとなっています。



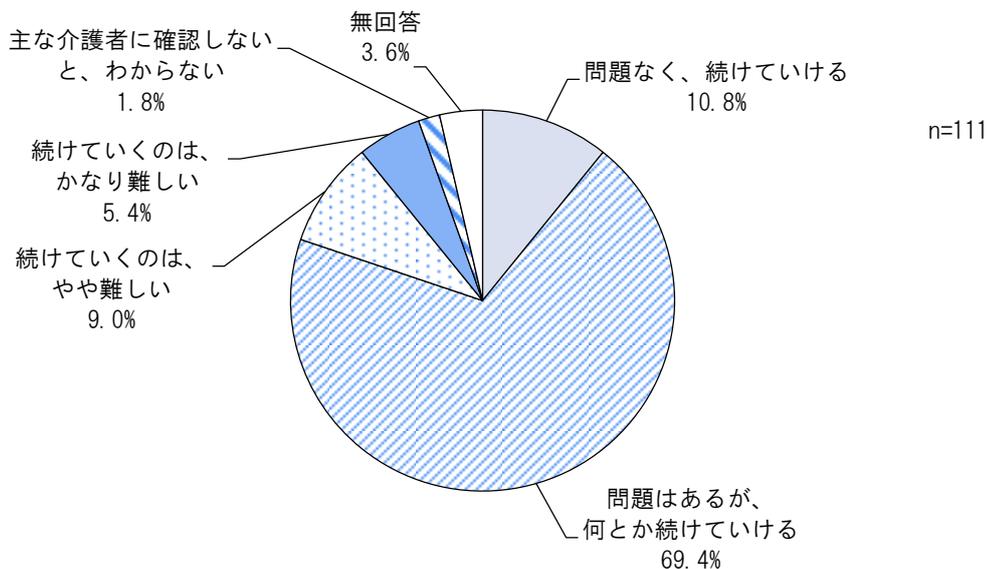
⑪主な介護者の勤務形態

「フルタイムで働いている」が23.3%、「パートタイムで働いている」が20.6%、「働いていない」が48.2%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が1.2%となっています。



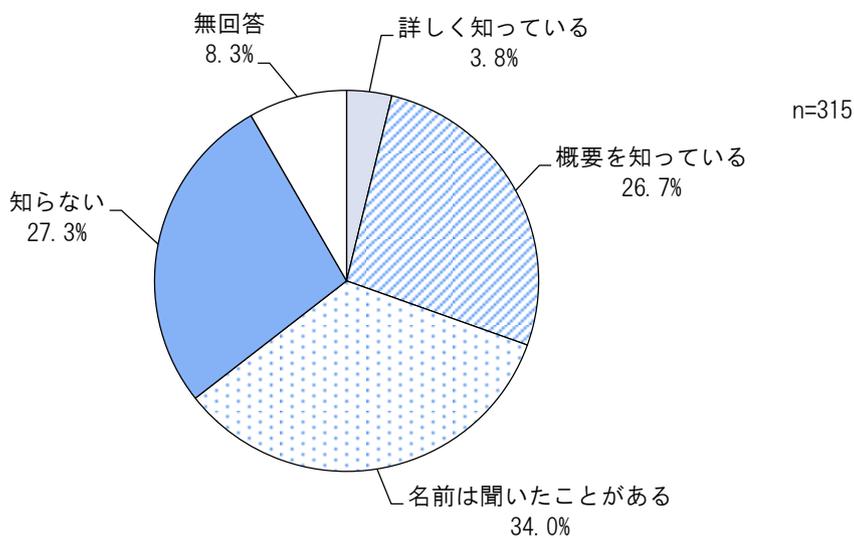
⑳ 主な介護者は今後も働きながら介護を続けていけそうか

「問題はあるが、何とか続けていける」が69.4%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が10.8%、「続けていくのは、やや難しい」が9.0%などとなっています。



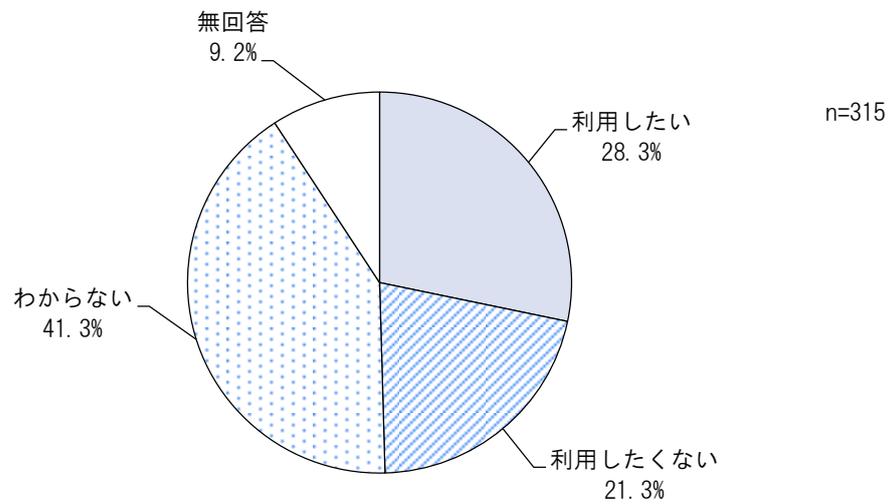
㉑ 成年後見制度の認知度

「詳しく知っている」が3.8%、「概要を知っている」が26.7%、「名前は聞いたことがある」が34.0%、「知らない」が27.3%となっています。



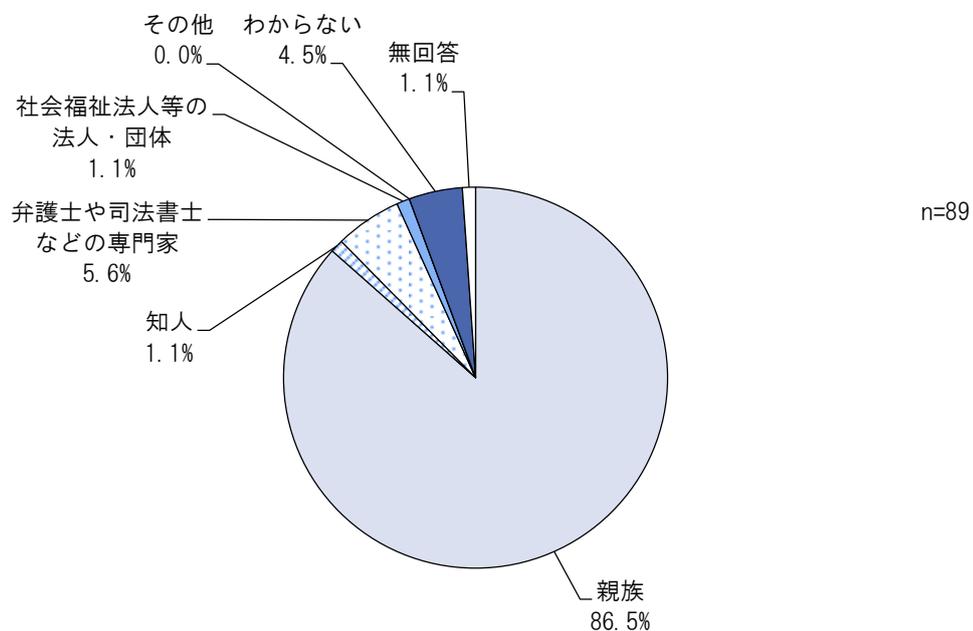
②判断能力に不安が生じた時の成年後見制度の利用意向

「利用したい」が28.3%、「利用したくない」が21.3%、「わからない」が41.3%となっています。



③後見人になってもらいたい人

「親族」が86.5%と最も多く、次いで「弁護士や司法書士などの専門家」が5.6%、「わからない」が4.5%などとなっています。



3. 将来推計

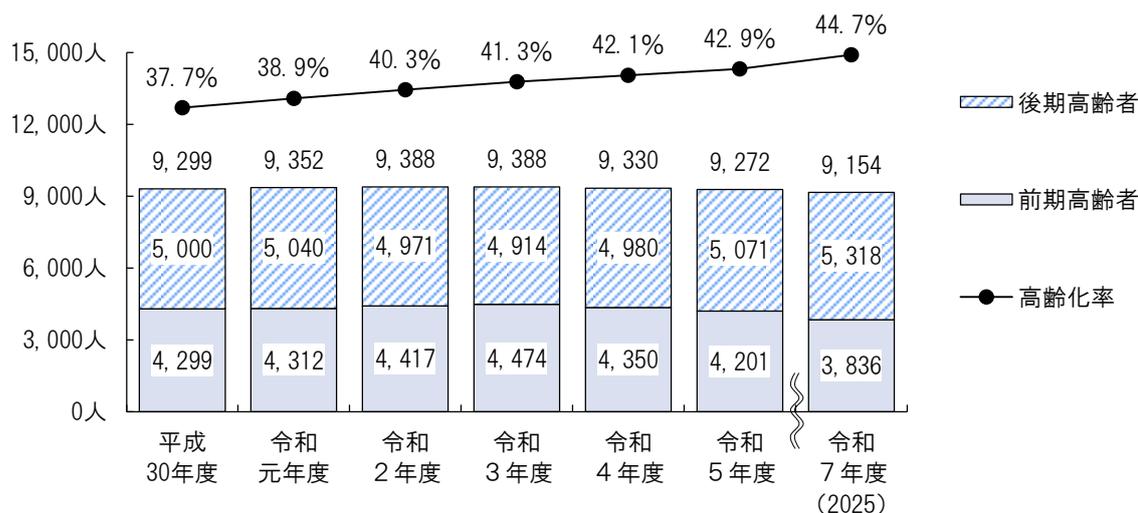
(1) 高齢者人口の推計

団塊の世代の人々が後期高齢者となる令和7年度までの本市の人口を、平成28年度から令和2年度の性別・各年齢層別の人口変化に基づいて推計すると、下表のとおりになります。

単位：人	第7期【実績】			第8期【推計】			将来
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総人口	24,426	23,836	23,284	22,714	22,150	21,588	20,472
40歳未満人口	6,870	6,535	6,232	5,948	5,654	5,388	4,850
40～64歳人口	8,257	7,949	7,664	7,378	7,166	6,928	6,468
高齢者人口	9,299	9,352	9,388	9,388	9,330	9,272	9,154
前期高齢者 65～74歳	4,299	4,312	4,417	4,474	4,350	4,201	3,836
後期高齢者 75歳以上	5,000	5,040	4,971	4,914	4,980	5,071	5,318
高齢化率 (%)	37.7	38.9	40.3	41.3	42.1	42.9	44.7

資料：住民基本台帳（10月1日現在）

令和3年度以降は平成28年度から令和2年度の実績により推計（コーホート変化率法）



(2) 要支援・要介護認定者の推計

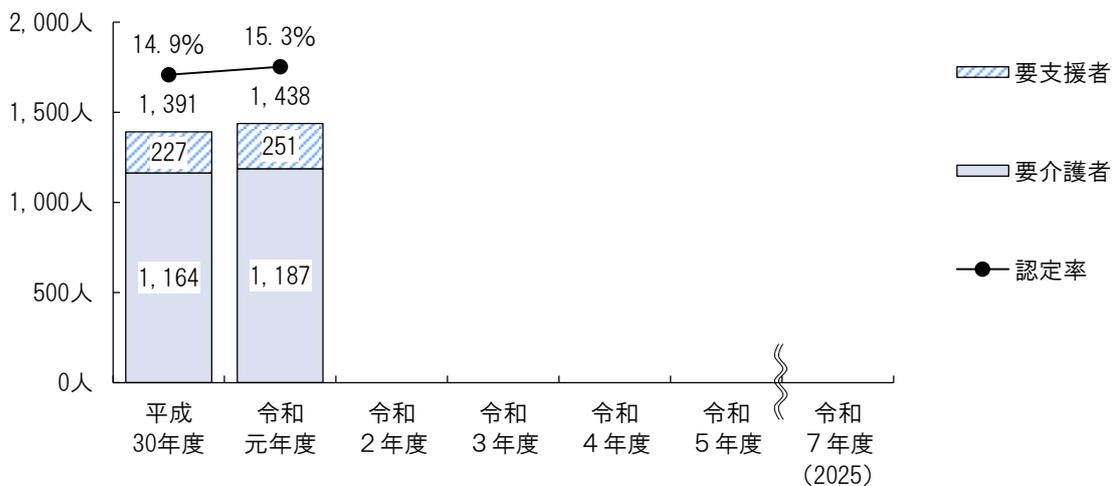
令和7年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第8期計画期間の要支援・要介護認定者及び認定率は、年々増加し続け、最終年度の令和5年度では、要支援・要介護認定者が●人、認定率は●%に達すると見込まれ、認定者数においては今後3か年で●人増加することが推測されています。

また、令和7年度においては要支援・要介護認定者は●人、認定率は●%まで増加することが見込まれています。

単位：人	第7期【実績】			第8期【推計】			将来
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認定者数	1,391	1,438					
要支援1	90	100					
要支援2	137	151					
要介護1	350	337					
要介護2	248	256					
要介護3	222	245					
要介護4	198	213					
要介護5	146	136					
第1号被保険者数	9,314	9,378					
認定率	14.9	15.3					

資料：見える化システム

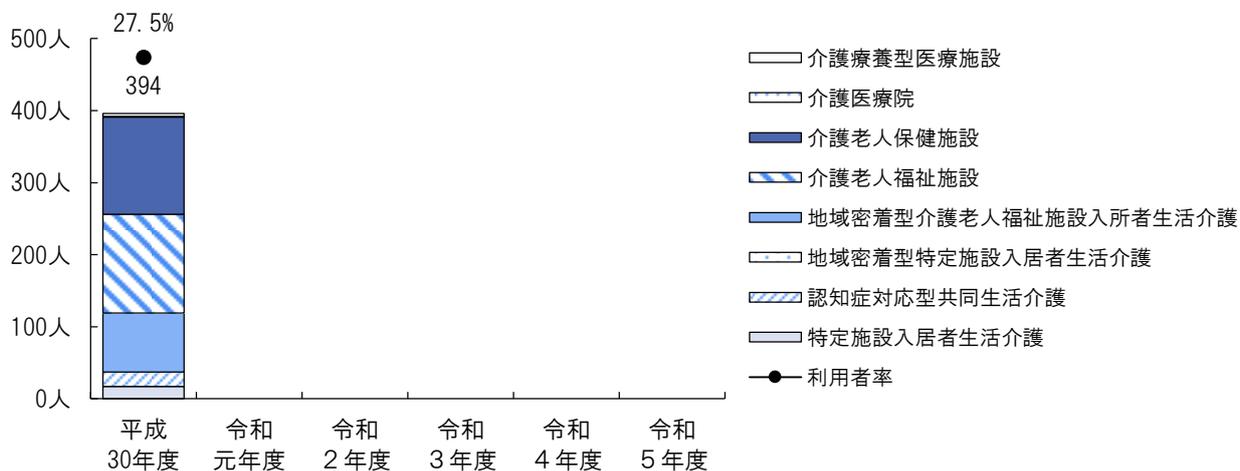


(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

高齢者・認定者の増加により、施設・居住系サービスの利用者は増加を見込んでいます。令和5年度では、施設・居住系サービスの利用者は●人、要介護・要支援認定者全体に対する割合は●%になると見込まれています。

単位：人		第7期【実績】			第8期【推計】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（月あたり）							
居住	特定施設入居者生活介護						
	認知症対応型共同生活介護						
地域密着	地域密着型特定施設入居者生活介護						
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
施設	介護老人福祉施設						
	介護老人保健施設						
	介護医療院						
	介護療養型医療施設						
認定者数							
利用者率							

資料：見える化システム・介護保険事業状況報告



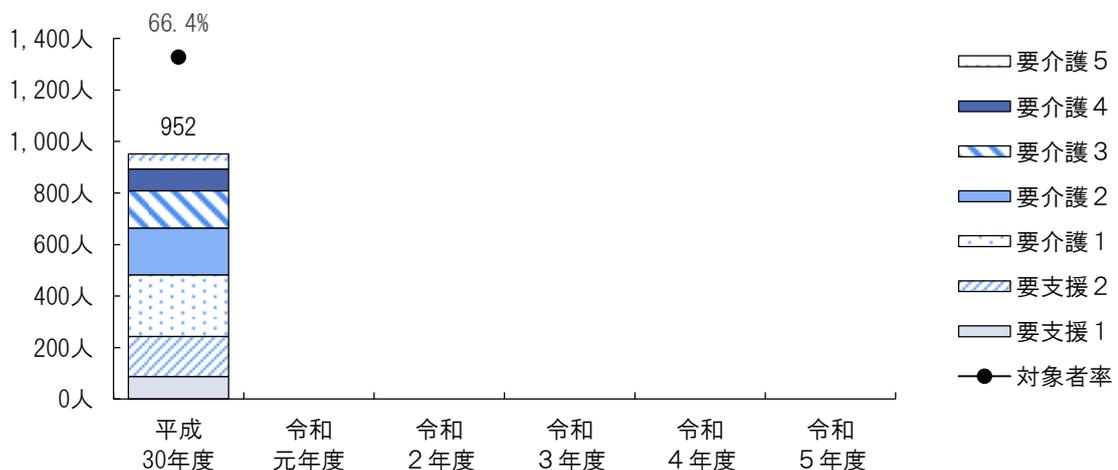
(4) 居宅系サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅系サービスの対象者の推計は、下表のとおりとなります。

令和5年度では、居宅系サービスの対象者は●人、要介護・要支援認定者全体に対する割合は●%になると見込まれています。

単位：人		第7期【実績】			第8期【推計】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（月あたり）							
要支援	要支援1						
	要支援2						
要介護	要介護1						
	要介護2						
	要介護3						
	要介護4						
	要介護5						
認定者数							
対象者率							

資料：見える化システム・介護保険事業状況報告



4. 本市における課題

(1) 支援が必要な高齢者の増加

全国平均や山梨県平均よりも高い高齢化率となっており、今後も高齢化は進行していくことが予測されています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援が必要な高齢者も増加していく見込みとなっており、元気な高齢者を増やしていくことが必要です。

(2) 介護予防の更なる推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「健康状態」に影響を与える要因を多変量解析（二項ロジスティック回帰分析）を用いて分析した結果（下記表）、健康状態に「ボランティアへの参加」「仕事していること」の2つが寄与していることがわかりました。しかし、介護予防への参加が健康状態に寄与していないという結果ともなっており、介護予防の更なる推進が必要であることがわかります。

	係数	標準誤差
性別	0.114	0.246
年齢	-0.014	0.017
経済認識	0.370 *	0.160
ひとり世帯	-0.421	0.324
2人世帯	0.298	0.276
一般高齢者	1.113 **	0.285
ボランティア	0.454 **	0.174
スポーツ	0.085	0.129
趣味	0.171	0.129
学習・教養	-0.207	0.153
介護予防	0.011	0.118
老人クラブ	-0.044	0.225
町内会・自治	0.028	0.202
仕事	0.319 **	0.105
定数項	0.839	1.540

n 536

疑似決定係数 0.333

*は5%、**1%水準で統計的有意を示す。

表において、*がついているものは、統計的に有意であることを示します。*がついていて、係数が正であれば正の効果、負であれば負の効果を示します。

表の結果から、

「経済的に余裕があると感じる人ほど健康と認識している」

「一般高齢者ほど健康と認識している」

「ボランティアに参加する人ほど健康と認識している」

「仕事をしている人ほど健康と認識している」という結果を読み取ることができます。

(3) 認知症施策の推進

主な介護者が不安に感じる介護等では、「認知症状への対応」が45.5%と最も多くなっており、介護予防や生きがい活動を支援するサービスで利用したいと思うものにおいても「早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室」が16.5%と3番目に多くなっています。一方で認知症に関する相談窓口の認知度は26.8%と4分の1程度となっており、認知症に関する相談窓口の周知及び認知症施策の更なる推進が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第7期計画では「みんなでささえあう すこやか長寿のまち大月」を基本理念として高齢者福祉に関する施策を展開してきました。

第8期計画では、これまで推進してきた地域包括ケアシステムを進化させるとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を実現する必要があります。

そのためには、地域で高齢者を支えるという意識の醸成を図るとともに、高齢化率の増加が予測されることも踏まえると、元気な高齢者が地域の高齢者を支えていくという視点も必要です。高齢者が地域で活躍できる機会の創出となるため、介護予防にもつながります。

以上のような考え方から、元気な高齢者を増やしていくとともに、様々な主体が参画し、地域で高齢者を支えていくことが今後の大月市における高齢者福祉施策の理念となると考え、以下を理念とします。

みんなでささえあう 元気高齢者が活躍するまち 大月

2. 計画の基本目標

基本目標1 元気に活躍できるまち

介護予防の推進、健康の保持・増進、社会参加・生きがいづくりの推進を展開することで、“元気に活躍できるまち”を実現していきます。

基本目標2 高齢者支援サービスが充実したまち

地域包括ケアシステムの推進、高齢者の生活支援サービスの充実、介護サービスの充実を推進することで、“高齢者支援サービスが充実したまち”を実現していきます。

基本目標3 安心・安全に暮らせるまち

認知症施策の推進、地域福祉活動の推進、安心・安全な生活環境の充実を通じて、“安心・安全に暮らせるまち”を実現していきます。

3. 施策の体系

基本目標1 元気に活躍できるまち

1. 介護予防の推進

- (1) 一般介護予防事業
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業
- (3) 介護予防・重度化防止の充実

2. 健康の保持・増進

- (1) 健康づくり事業の充実
- (2) 健康づくり活動への支援
- (3) 健康診査・各種検診の促進

3. 社会参加・生きがいのづくりの推進

- (1) 高齢者雇用の促進
- (2) 生涯学習やスポーツ活動等への支援
- (3) 地域活動・社会活動への参加の促進

基本目標2 高齢者支援サービスが充実したまち

1. 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括支援センターの充実・機能強化
- (2) 地域包括ケアのネットワーク強化
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 生活支援体制整備の充実

2. 高齢者の生活支援サービスの充実

- (1) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実
- (2) 在宅生活支援サービスの充実
- (3) 家族等による介護支援の充実

3. 介護サービスの充実

- (1) 居宅サービスの充実
- (2) 地域密着型サービスの充実
- (3) 施設サービスの充実
- (4) 介護サービスの効果的・効率的な運用

基本目標3 安心・安全に暮らせるまち

1. 認知症施策の推進（大月市認知症対策推進計画）

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 予防
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

2. 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) ボランティア活動等への支援

3. 安心・安全な生活環境の充実

- (1) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- (2) 福祉人材の確保と資質の向上
- (3) 外出しやすいまちづくりの推進
- (4) 災害や感染症対策に係る体制整備
- (5) 交通安全対策と防犯体制の促進

第4章 推進施策

基本目標1 元気に活躍できるまち

1. 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、要介護状態とならず、元気な高齢者であることが必要です。また、元気な高齢者が増加することは、介護サービスのニーズが少なくなるため、サービスの質と量を確保することにもつながります。本市においては高齢化率が県内においても高い水準であるため、今後の高齢者福祉において、元気な高齢者を増やす取組である介護予防の推進は必要不可欠です。

全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業や要支援認定者、介護予防や生活支援を必要とする高齢者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業を展開することで、介護予防を推進していきます。

(1) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

- ❖ 窓口相談や通いの場等の様々な機会を通じて基本チェックリストを実施することで、支援が必要な高齢者、潜在的な予防事業対象者を把握します。

【基本チェックリスト対象者】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	20人	8人	7人	10人	15人	20人

②介護予防普及啓発事業

- ❖ 介護予防に関する出前講座の開催やパンフレットの配布を行い、介護予防活動の普及啓発活動をしていきます。

③地域介護予防活動支援事業

- ❖ 地域における介護予防活動を促進するために、地域における集いの場を支援します。

【集いどころ「スマイル」（集いどころ「花さき」）】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回/年）	90	-	100	138	138	138

※集いどころ「花さき」は平成30年度にて終了し、令和2年度より集いどころ「スマイル」を開始しました。

【笑いの家とのうえ】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回/年）	239	210	160	240	240	240

【百歳体操】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施主体数	7	7	7	8	8	8

【大つきチャレンジ倶楽部】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回/年）	12	11	0	12	12	12

【ミニデイサービス】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回/年）	120	110	100	120	120	120

④一般介護予防事業評価事業

- ❖ 通いの場への参加率、参加者の状態の変化等の把握、事業の達成状況の検証を通じて評価を行い、その結果に応じて事業の実施方法の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

- ❖ リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等への介護予防の取組の支援を行います。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）

- ❖ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で認知機能の低下や退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが必要な対象者に、従来の指定訪問介護事業所の訪問介護員による生活機能向上のための身体介護・生活援助を提供します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス（人/年）	469	522	480	480	480	480

②通所型サービス（介護予防通所介護相当）

- ❖ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で住民ボランティアによる通いの場等の利用がむずかしい者や集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる対象者に、従来の指定通所介護事業所に通所し機能訓練等を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス（人/年）	1,105	1,186	1,200	1,200	1,200	1,200

③通所型サービス（短期集中型）

【パワーアップ教室（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上 短期集中型）】

- ❖ 要支援認定者、基本チェックリスト該当者で集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる対象者に、6か月の期間、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上のための専門職による訓練を実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回/年）	112	104	56	56	56	56

④その他の生活支援サービスの充実

- ❖ 介護予防・重度化防止につながる配食、見守り等の生活支援サービスについて、要支援者等のニーズを把握しながら生活支援コーディネーターと協働して創設できるよう検討していきます。

⑤介護予防ケアマネジメント

- ❖ 地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援します。
- ❖ 介護予防支援事業所への研修を実施して介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ❖ 地域リハビリテーション活動支援事業での専門職の助言を活用して、ケアプランやサービスの質の向上を図ります。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン作成（人/年）	782	811	840	840	840	840

(3) 介護予防・重度化防止の充実

①地域ケア会議（個別事例検討）

- ❖ リハビリ専門職等の多職種の専門職等により個別の事例検討を行い、介護予防・重度化防止のためのケアマネジメント支援を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の開催	2	2	1	2	2	2

②リハビリテーションサービスの充実

- ❖ リハビリテーションサービス提供体制に関する現状や実施状況の効果を評価し、より効果的に取組を推進するための方法を検討していきます。

【通所リハビリテーション】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス提供事業所数	1	1	1	1	1	1
利用率（%）	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5

③その他の介護予防・重度化防止施策の推進

- ❖ 保険者機能強化推進交付金等を活用し、既存の介護予防・重度化防止施策を充実させるとともに、ニーズに応じた施策を展開していきます。

2. 健康の保持・増進

要介護状態とならず、元気な高齢者であるためには、心身ともに健康であることが必要です。心身の健康を維持するためには、規則正しい生活や健康づくりに関する取組を実践するとともに、早期に疾病を発見できる体制を整備していくことが重要です。高齢者が日ごろから健康づくりに取り組み、元気な高齢者が増加することは、介護予防にもつながります。

日々の健康習慣を支援する健康づくり事業の充実や健康づくり活動の支援を行うとともに、健康診査・各種検診の促進を通じた疾病の早期発見につながる体制を整備します。

(1) 健康づくり事業の充実

①健康診査・各種検診の実施

- ❖ 生活習慣病の発生率の高くなる35歳から65歳までの5歳おきの年齢の国民健康保険加入者を対象に「すこやか大月市民健診（人間ドック）」を実施します。
- ❖ 大月市立中央病院にて、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に「特定健康診査」を、20歳以上の市民の方を対象に生活習慣病予防健診（基本健診・がん検診）を実施します。
- ❖ 75歳以上を対象に、健康診断実施時にフレイルに関する問診項目を設けることでフレイル予防に活用していきます。

②健康相談・保健指導の充実

- ❖ 市役所窓口や電話等で、保健師、栄養士等による専門的な健康相談を実施するとともに、事業の周知を図ります。
- ❖ 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをします。
- ❖ 市が実施する生活習慣病予防健診を受診した結果から、腎機能の低下や高血圧、高血糖の方を対象とした生活習慣病予防教室の開催や、広報等で慢性腎臓病予防の情報提供を行い、重症化防止に取り組みます。

【健康診査・各種健診】

項目	主な対象者
特定健康診査	40歳～74歳
後期高齢者健康診査	75歳以上
胃がん検診	20歳以上
結核検診	65歳以上
子宮がん検診	20歳以上の女性
大腸がん検診	20歳以上

項目	主な対象者
肝炎ウイルス検診	20歳以上※
肝がん検診	20歳以上
肺がん検診	20歳以上
乳がん検診	20歳以上の女性
前立腺がん検診	50歳以上の男性
基本健診（若年）	20歳～39歳

※肝炎ウイルス検診は過去に市の健診を受診したことがない方が対象

③8020推進事業

- ❖ 口腔疾患の予防と早期発見、生活習慣病の予防のために、20歳以上の市民を対象とした成人歯科検診を実施します。
- ❖ 出前講座や健診結果返却時に歯の健康の重要性について普及啓発します。
- ❖ 歯科検診の重要性や制度についての周知を図ります。

【成人歯科検診】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人/年）	241	254	100	250	250	250

【8020表彰】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人/年）	5	4	3	4	4	4

④心の健康づくり（いきる ささえる推進事業）

- ❖ こころの健康づくり講演会の実施や広報誌・ホームページ、チラシの配布等を通じたこころの健康に関する情報発信を通じて、こころの健康の大切さや正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ❖ ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域で支援できる人材の育成を図ります。
- ❖ 保健活動推進員等と連携し、地域で支援できる体制の整備を図ります。

【ゲートキーパー養成講座】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人/年）	43	75	0	30	30	30

【講演会】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人/年）	50	57	30	50	50	50

(2) 健康づくり活動への支援

①食生活改善料理教室

- ❖ 市内在住の成人等を対象に、生活習慣病予防やフレイル予防のための料理講習会を実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人/年）	170	202	0	180	180	180

②男性の料理教室

- ❖ 食生活の正しい知識の理解や食事作りのきっかけづくりとして、また、参加者同士の交流の場として、市内在住の男性を対象に、男性の料理教室を年2回実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人/年）	21	11	0	16	16	16

③市内一斉ウォーキング

- ❖ 日常生活の中で、意識的に体を動かすなどの運動習慣が付き、地域ぐるみの健康づくり運動へと発展することを目的として、市内在住希望者を対象に、市内一斉ウォーキングを春秋年2回実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人/年）	127	115	0	100	100	100

④高齢者等への見守り声かけ

- ❖ 市内在住の高齢者等を対象に、保健活動推進員や民生・児童委員と連携し、家庭訪問や声掛けを行います。
- ❖ 地域で高齢者を見守り支えることの重要性の啓発や地域との連携により、地域で高齢者を見守る体制を整備します。

(3) 健康診査・各種検診の促進

① 健診・がん検診等の受診勧奨

- ❖ 健診・がん検診未受診者に対して電話やハガキ等を用いて、受診勧奨を行います。
- ❖ 対象者には個別に健診の案内通知を郵送するとともに、広報誌や健康のしおりでの周知を行います。

② 健診に関する広報・啓発の実施

- ❖ 市広報誌やホームページ等の活用、市内のコンビニエンスストアや商店などに健診周知ポスターを掲示し、健診の受診率向上を図ります。
- ❖ 山梨県国民健康保険団体連合会との連携や行動心理学を用いた科学的な知見を用いた受診勧奨を行います。

3. 社会参加・生きがいづくりの推進

心身の健康の保持には、高齢者が生きがいを持って生活することが必要です。そのためには、仕事を通じて社会の一員として活躍できることや、スポーツや生涯学習活動等を通じて生きがいや自分の居場所を実感できるようにすることが重要です。高齢者が生きがいを持って社会参加することは、元気な高齢者の増加だけでなく、高齢者が地域を支える一員となることにもつながります。

高齢者雇用の促進や、生涯学習やスポーツ活動等への支援、地域活動・社会活動への参加の促進を通じて、高齢者の社会参加・生きがいづくりを促進します。

(1) 高齢者雇用の促進

① 高齢者雇用の促進

- ❖ 県や商工会、ハローワーク等の関係機関と連携し、高齢者の働く場所の確保に努めます。
- ❖ 広報誌やホームページ等を活用し、企業の高齢者就業に関する啓発を実施します。
- ❖ 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者の希望や特性に合わせた就労支援体制の整備を検討します。

② シルバー人材センターへの支援

- ❖ 高齢者の技能や経験を生かした仕事を提供するシルバー人材センター活動の周知を図り、市民のシルバー人材センターへの加入促進に努めます。
- ❖ シルバー人材センターの事業拡大のため、より多くの市内事業者や市民が認知し、活用できるように、広報誌やホームページ等でシルバー人材センターの内容やシステム等のPRを実施するとともに、適切な運営が行われるよう支援していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
登録人数（人）	341	357	365	345	342	340
受託事業収入（千円）	163,616	165,469	168,076	169,321	161,939	153,534

資料：令和2年度収支予算書

(2) 生涯学習やスポーツ活動等への支援

①生涯学習活動の充実

- ❖ 生涯学習推進大会などさまざまな発表の場をつくることや、地域間での情報共有や公民館同士の連携など魅力ある事業を実施することにより、生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。
- ❖ 多様化する学習活動に対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者の協力により、指導者の育成・確保を進めます。
- ❖ 地域同士で協力して教室や講座を行うことで、教室・講座の内容を充実させていきます。

②世代間交流事業の充実

- ❖ 高齢者の経験や知識・技能を活用し、地域の伝統行事の継承に努めます。
- ❖ 地域に昔から伝えられている行事や文化の伝承を行うことで世代間の交流を図るとともに、若い世代にも魅力を感じてもらえるよう事業を工夫します。

③スポーツ活動の推進

- ❖ 高齢者が楽しめるスポーツ大会や催し物、スポーツ団体等の充実を図るとともに、情報提供を充実させます。
- ❖ 多様なニーズに応えられるよう、新たな軽スポーツや世代間の交流ができる新たなスポーツの導入・普及に努めます。
- ❖ スポーツ推進委員や地域と協力し、各種スポーツ大会等を充実させていきます。

【生涯学習・生きがい対策関連・スポーツ・レクリエーション等（令和2年度）】

高齢者学級	災害対策・介護予防・高齢者の福祉制度・市の歴史と文化財等の講演、健康体操
大月市健やかスポーツクラブ	軽スポーツ、スポーツダンス、介護予防教室
介護予防教室	集団体操、頭脳ゲーム、ダンス等
介護予防の取り組み支援	介護予防の出前講座、介護予防サポーター養成講座
認知症サポーター養成講座	認知症を学び地域で支え合おう
交通安全教室	交通ルールやマナーについて（反射材の活用方法等）
健康教室	大月市ニコニコ体操、男性料理教室、歯の健康等
健診（検診）後の指導	結果説明会（栄養・運動）
防犯講習会	オレオレ詐欺、還付金詐欺等の予防対策

④老人クラブへの支援

- ❖ 活動に役立つ情報提供や補助金の交付により、老人クラブの活動を支援します。
- ❖ 老人クラブ連合会との連携を図ることで、より適切で効果的な老人クラブ活動内容や体制を推進していきます。
- ❖ 年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者からも積極的な参加が得られるよう新たな取組について検討し、魅力ある老人クラブ活動の推進が図られるよう支援していきます。
- ❖ 老人クラブの活動を広報誌等様々な媒体を用いて発信するとともに、地域における理解を深め、新規会員の確保に努めます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
加入者数（人）	2,811	2,759	2,887	2,693	2,572	2,398
クラブ数（クラブ）	74	73	71	70	66	63

資料：補助金交付時の数値

【老人クラブ事業の概要（令和2年度）】

老人大学入学式	老人大学第51期入学式（中止）
老人ゲートボール大会	県大会予選を兼ね13チーム（200人）が参加（中止）
女性委員研修	山梨県友愛活動研修参加（文化ホール）
老人大学修学旅行	（中止）
ねんりんピック2020	ゲートボール・輪投げ・囲碁・クイズウォーク参加（中止）
山梨県老ク総会	山梨県知事賞受賞者1名（功労賞）
ふれあいフェスティバル	社協主催の運動会に参加（中止）
大月市地域福祉推進大会	社協主催の大会に参加
3市合同ボウリング大会	大月、都留、上野原の3市合同ボウリング大会に参加（中止）
東部地域高齢者作品展	大月、都留、上野原の高齢者の作品展示
老人大学修了式	老人大学第51期修了式（予定）
老大祭	老大18サークルの発表会
老人クラブリーダー研修会	東部地域の老人クラブリーダー研修会に参加（10月）

⑤敬老祝金支給事業

- ❖ 当該年度の9月15日において満88歳の者及び満100歳以上の者に祝い金を支給します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
満88歳（人）	186	176	205	221	221	221
満100歳（人）	20	27	23	35	35	35

⑥長寿祝金支給事業

- ❖ 当該年度に100歳を迎える者に祝い金を支給します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（人）	17	12	12	16	16	16

（3）地域活動・社会活動への参加の促進

①地域活動・社会活動に関する機会の創出

- ❖ 地区社会福祉協議会ごとに定期的に住民福祉懇談会を開催し、地域について住民が考える機会をつくれます。
- ❖ 高齢者の持つ豊かな経験と知識、技術を生かし、地域のボランティアとして積極的に活躍できる機会を整備するとともに、それを促進するための有償ボランティア制度の構築を検討していきます。

②参加促進のための体制整備

- ❖ 各地区社会福祉協議会で展開している事業の共有や地区組織活動推進委員会（地区社会福祉協議会代表者会議）の開催を実施することで、地域活動を支援していきます。
- ❖ 広報誌やホームページ等を活用し、地域活動に関する招致活動を積極的に行うことで、住民が地域福祉の担い手であるという意識を醸成します。

基本目標2 高齢者支援サービスが充実したまち

1. 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに進化していくことが重要です。地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの機能を充実・強化させるとともに、地域課題を把握し、解決していく体制、生活支援体制の整備等、地域包括ケアシステムを運営していく推進体制を整備し、大月市らしい地域包括ケアシステムを進化していくことが必要です。

予防事業、相談事業・支援事業、在宅医療・介護の連携の強化、地域ケア会議の実施、生活支援体制整備事業等、様々な事業を展開します。

(1) 地域包括支援センターの充実・機能強化

①地域包括支援センターの機能の強化

- ❖ 「大月市地域包括支援センター運営協議会」を活用し、意見交換や情報提供等を行い、協議を通じて地域包括支援センターの充実を図っていきます。
- ❖ 保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域包括ケア推進会議や医療と介護の連携や認知症施策、地域づくり等に関するワーキングを開催するとともに、地域のあらゆる分野における関係機関・団体等との連携強化を図ります。
- ❖ 介護支援専門員のスキルアップやケアプランの質の向上、他職種連携を促進するために、居宅介護支援事業所管理者会議を開催し、意見交換を行います。
- ❖ ケアマネジャー会議における研修会や事例検討会を企画し、ケアマネジャーが主体的に資質向上を図ることや、事業所間の連携が図れるように支援します。
- ❖ 地域包括ケアシステムについて、広報誌等による住民への周知や、地域・各種団体等に対して積極的な啓発・周知を図ります。
- ❖ 高齢者人口1,000人から2,000人に1人の割合で保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置するとともに、事務職員を適正配置し事業運営の充実を図ります。

②相談事業・支援事業の実施

- ❖ 介護保険制度、介護予防、権利擁護等、保健・福祉に関わる総合的な相談ができる体制を整備します。
- ❖ 広報誌やパンフレット、出前講座等の実施、民生委員等との連携を通して、相談窓口の周知を図ります。
- ❖ 利用者が相談しやすく、プライバシーの保護に配慮した相談窓口を整備します。
- ❖ 要支援者及びチェックリスト該当者に対して、心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、介護予防が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う介護予防ケアマネジメント事業を適切に実施していきます。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援延べ件数 （件/年）	1,288	895	1,226	1,200	1,200	1,200

③地域包括支援センターの職員の資質向上

- ❖ 専門職等の確保や研修会などの実施を通じた職員のスキルアップに努め、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(2) 地域包括ケアのネットワーク強化

①地域課題等の把握

- ❖ 地域の課題を把握し、新たなサービスの構築や広域的な支援体制の整備を図るため、地域包括支援センターを中心とした地域の個別ケースの検討を行う地域ケア会議（個別事例検討）を開催します。
- ❖ 地域づくり推進ワーキングにおいて、地域ニーズや地域課題、地域資源の把握を行います。

②関係機関と連携した事業の推進

- ❖ 大月市地域包括ケア推進会議及び医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、地域づくり推進ワーキングを開催し、関係機関及び団体が連携協力して地域課題の解決や地域における包括的なケアが推進できるよう努めます。
- ❖ 医師・ケアマネジャー等との多職種協働や、ケアマネジメントの支援、ボランティア、その他の関係施設、地域の社会資源等を活用した包括的・継続的ケア体制の構築等を行う、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。

【地域包括ケア推進会議】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	1	1	1	1	1	1

【医療と介護の連携推進ワーキング】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	1	1	1	2	2	2

【認知症施策の推進ワーキング】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	2	1	1	2	2	2

【地域づくり推進ワーキング】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	6	2	1	2	2	2

（3）在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携の体制整備

- ❖ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを目指し、医療関係者・介護サービス事業者等とともに事業の実施に向けて検討を行います。
- ❖ 住み慣れた地域において、在宅での生活を望む高齢者を支えるため、医療機関等との連携を図っていきます。
- ❖ 医師・歯科医師・薬剤師・病院ソーシャルワーカー・ケアマネジャー等の多職種が連携しやすい関係づくりができるように、多職種合同研修会等を実施し、連携を強化します。
- ❖ 医療関係者・介護サービス事業者等と連携し、在宅での看取りができる環境整備を検討していきます。

②在宅医療・介護の連携に関する普及・啓発

- ❖ 在宅医療・介護の連携に関する啓発を行うことで、市民の理解を促進します。
- ❖ 福祉と医療の連携に対応できる人材を育成するため、関係機関等が開催するケアマネジャー等への医療知識研修に関する情報提供を積極的に行います。
- ❖ 医療関係者・介護関係者・本人・家族の間で情報を共有できるツールの整備、普及・啓発を行います。

（4）生活支援体制整備の充実

- ❖ 生活支援コーディネーターや協議体を設置することで、住民主体の地域における助け合い・支え合いを推進する生活支援体制整備事業を推進します。
- ❖ 大月市地域生活資源マップを活用し、住民、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等に対し、社会資源に関する情報提供を行います。
- ❖ 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の居場所のデータベース化等、地域資源を有効に活用できる取組を推進します。

2. 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が自分らしい生活を続けるためには、高齢者の普段の生活を支援する様々なサービスが必要です。また、高齢者自身だけではなく、家族介護者を支援するサービスも充実させていく必要があります。高齢者と家族介護者の両方を支援することで、ひとり暮らしとなっても生活ができ、家族介護者の経済的負担や心身の負担を軽減することができます。

ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実、在宅生活支援サービスの充実、家族介護支援サービスの充実を通じて、高齢者の生活支援サービスを充実していきます。

(1) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

①配食サービス事業

- ❖ 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等で、疾病や老衰により食事の調理が困難な方を対象に、安否確認と栄養のバランスを考慮した最大週3回の配食サービスを実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ配食件数（食/年）	1,369	1,547	1,440	1,500	1,500	1,500
延べ利用者数（人/年）	132	147	141	148	148	148

②ふれあいペンダント設置事業

- ❖ 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者または高齢者夫婦世帯等でいずれかが虚弱な方で緊急性を要する方を対象に、急病や事故などで緊急に助けを求める場合、迅速な救護対応ができる緊急通報システム機器を貸与します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人/年）	79	66	68	70	70	70

③老人保護措置事業

- ❖ 65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に入所による入浴・食事・生活指導等のサービスを提供します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置者数（人/年）	16	16	14	15	15	15

(2) 在宅生活支援サービスの充実

① 高齢者訪問理美容助成事業

- ❖ 寝たきり・心身の障害等の理由により、理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者を対象に、居宅において理美容を行った場合、年3回を限度として、費用の一部（1回につき3,000円まで）を助成します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人/年）	16	11	11	12	12	12

② 要援護高齢者外出支援サービス事業

- ❖ 電車・バス等の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者等を対象に、通院等で外出するために利用するタクシーの利用料金の一部（初乗り料金分）を助成します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用回数（回/年）	156	236	306	310	310	310
延べ利用者数（人/年）	81	80	104	105	105	105

③ 福祉自動車貸出事業

- ❖ 介護を必要とする高齢者・障害者等を対象に、車いすごと乗車が可能な福祉自動車の貸し出しを行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用回数（回/年）	225	207	240	250	250	250
延べ利用者数（人/年）	225	207	240	250	250	250

④ シルバーお出かけパス交付事業

- ❖ 高齢者・障害者を対象に、市内路線バスで使用できる「お出かけパス」（利用者負担金：年間5,000円）を交付します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数（件/年）	1,104	1,080	1,017	1,080	1,080	1,080

⑤ お買い物代行事業

- ❖ 日常生活における買い物を代行するサービスをシルバー人材センターと連携して実施します。

⑥おおつきお助け隊

- ❖ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に、日常生活における困りごとをボランティア団体である「おおつきお助け隊」が支援する事業を、社会福祉協議会を中心に実施します。

(3) 家族等による介護支援の充実

①介護用品支給事業

- ❖ 家族の身体的、経済的負担の軽減を図るために、在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者の介護を行っている家族介護者を対象に、毎月1回、各地区の民生委員が利用者宅に届ける方法で、介護に必要なオムツなどを支給します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数（件/年）	362	368	318	360	360	360
実利用者数（人/年）	38	46	33	40	40	40

②家族介護支援事業

- ❖ 在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者の介護を行っている家族介護者を対象に、要介護者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした介護教室や交流会を開催します。
- ❖ 要件を満たした家族介護者に対して老人介護慰労金を支給します。

【家族介護者教室】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回/年）	12	11	9	12	12	12

【老人介護慰労金支給事業】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数（人/年）	24	27	23	28	28	28

③介護離職防止の推進

- ❖ 介護のためにやむを得ず離職する方をなくすために、関係機関と連携し、介護を行う家族が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭で介護がしやすい様々な支援を実施・検討します。

3. 介護サービスの充実

介護サービスは介護が必要な高齢者にとって必要不可欠なサービスですが、介護サービス、予防サービス共に増加傾向にあります。今後も介護サービスのニーズの高まりが予測されており、介護サービスの質と量の確保は喫緊の課題となっています。サービスの充実を図りながらも、持続可能な介護保険制度を構築していくことが必要です。

市民ニーズを把握しながら、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実を図るとともに、介護サービスの効果的・効率的な運用を図ります。

	県が指定・監督を行うサービス	市が指定・監督を行うサービス	
介護サービス	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖訪問介護 ❖訪問入浴介護 ❖訪問看護 ❖訪問リハビリテーション ❖居宅療養管理指導 ❖通所介護 ❖通所リハビリテーション <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖介護老人福祉施設 ❖介護老人保健施設 ❖介護医療院 ❖介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ❖短期入所生活介護 ❖短期入所療養介護（老健） ❖短期入所療養介護（病院等） ❖短期入所療養介護（介護医療院） ❖福祉用具貸与 ❖特定福祉用具購入費 ❖住宅改修 ❖特定施設入居者生活介護 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ❖夜間対応型訪問介護 ❖認知症対応型通所介護 ❖小規模多機能型居宅介護 ❖認知症対応型共同生活介護 ❖地域密着型特定施設入居者生活介護 ❖地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ❖看護小規模多機能型居宅介護 ❖地域密着型通所介護 <p>【居宅介護支援】</p>
	予防サービス	<p>【介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖介護予防訪問入浴介護 ❖介護予防訪問看護 ❖介護予防訪問リハビリテーション ❖介護予防居宅療養管理指導 ❖介護予防通所リハビリテーション ❖介護予防短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ❖介護予防短期入所療養介護（老健） ❖介護予防短期入所療養介護（病院等） ❖介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ❖介護予防福祉用具貸与 ❖特定介護予防福祉用具購入費 ❖介護予防住宅改修 ❖介護予防特定施設入居者生活介護

第7期計画の実績値は、見える化システム（介護保険事業状況報告）の利用実績（令和2年度については見込値）を記載しています。また、第8期計画の計画値については、平成30年度、令和元年度、令和2年度（●月分まで）の各年度の給付実績に基づいて推計された数値をベースに見込んでいます。

(1) 居宅サービスの充実**①訪問介護（ホームヘルプサービス）**

- ❖ 訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回/年	36,301	39,457				
	人/年	1,980	2,139				

②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

- ❖ 入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	回/年	705	936				
	人/年	144	209				
介護予防 訪問入浴介護	回/年	0	0				
	人/年	0	0				
合計	回/年	705	936				
	人/年	144	209				

③訪問看護、介護予防訪問看護

- ❖ 通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	回/年	4,161	4,163				
	人/年	579	650				
介護予防訪問看護	回/年	544	703				
	人/年	73	122				
合計	回/年	4,705	4,866				
	人/年	652	772				

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- ❖ 理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問 リハビリテーション	回/年	1,564	1,381				
	人/年	147	156				
介護予防訪問 リハビリテーション	回/年	128	104				
	人/年	14	14				
合計	回/年	1,692	1,485				
	人/年	161	170				

⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

- ❖ 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人/年	1,157	1,146				
介護予防 居宅療養管理指導	人/年	42	34				
合計	人/年	1,199	1,180				

⑥通所介護（デイサービス）

- ❖ 介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	回/年	51,954	52,274				
	人/年	5,023	5,123				

⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- ❖ 介護老人保健施設（老健）、病院等医療施設等に通り、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所 リハビリテーション	回/年	7,666	8,096				
	人/年	1,037	1,146				
介護予防通所 リハビリテーション	人/年	384	365				
合計	回/年	7,666	8,096				
	人/年	1,421	1,511				

⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

- ❖ 特別養護老人ホーム等の短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	日/年	17,445	16,052				
	人/年	1,838	1,760				
介護予防 短期入所生活介護	日/年	118	78				
	人/年	34	27				
合計	日/年	17,563	16,130				
	人/年	1,872	1,787				

⑨短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

- ❖ 介護老人保健施設（老健）に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（老健）	日/年	372	255				
	人/年	41	30				
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/年	0	0				
	人/年	0	0				
合計	日/年	372	255				
	人/年	41	30				

⑩短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

- ❖ 介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0				
	人/年	0	0				
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0				
	人/年	0	0				
合計	日/年	0	0				
	人/年	0	0				

⑪短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

- ❖ 介護医療院に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護（介護医療院）	日/年	0	0				
	人/年	0	0				
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/年	0	0				
	人/年	0	0				
合計	日/年	0	0				
	人/年	0	0				

⑫福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

- ❖ 日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人/年	5,283	5,632				
介護予防福祉用具貸与	人/年	1,056	1,221				
合計	人/年	6,339	6,853				

⑬特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

- ❖ 貸与になじまない特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を利用者が購入した際に、自己負担分を除く額が償還払いによって支給されるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	人/年	77	96				
特定介護予防福祉用具購入費	人/年	21	20				
合計	人/年	98	116				

⑭住宅改修、介護予防住宅改修

- ❖ 日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として、自己負担分を除く額を償還払いまたは受領人払いによって支給されるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	人/年	58	71				
介護予防住宅改修	人/年	23	23				
合計	人/年	81	94				

⑮特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

- ❖ 有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	人/月	16	20				
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	1				
合計	人/月	18	21				

⑯居宅介護支援、介護予防支援

- ❖ 居宅介護支援は、ケアマネジャーが在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。
- ❖ 介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人/年	8,310	8,652				
介護予防支援	人/年	1,333	1,485				
合計	人/年	9,643	10,137				

(2) 地域密着型サービスの充実

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として第3期計画からスタートしました。

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護	要支援	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	-	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	-	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
④小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○	認知症の人が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を実施
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	-	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	-	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	-	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う
⑨地域密着型通所介護	○	-	定員が18人以下の介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受ける

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
①利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
②事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	居宅サービスは県が指定、市が指導、監督等を実施 施設サービスは県が指定、指導、監督等を実施
③定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
④計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
⑤設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する	-

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ❖ 要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のお世話を行うものです。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上の世話または診療の補助を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	0	0				

②夜間対応型訪問介護

- ❖ 在宅においても夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の在宅でのケアを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0				

③地域密着型通所介護

- ❖ 利用定員18人以下の介護施設等に通り、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	回/年	8,003	9,419				
	人/年	857	1,174				

④認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

- ❖ 脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	回/年	0	0				
	人/年	0	0				
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	0				
	人/年	0	0				
合計	回/年	0	0				
	人/年	0	0				

⑤小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

- ❖ 在宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、通いを中心に随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	人/年	136	248				
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	25	41				
合計	人/年	161	289				

⑥認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ❖ 認知症の状態にある要介護者が5名～9名で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	20	17				
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0				
合計	人/月	20	17				

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

- ❖ 入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0				

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ❖ 定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、ケアを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	82	83				

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- ❖ 要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行うものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0				

⑩必要利用定員総数

- ❖ 地域密着型サービスにかかる必要利用定員総数を定めます。計画値は以下のとおりです。

	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
認知症対応型共同生活介護			

(3) 施設サービスの充実**①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

- ❖ 寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/月	137	136				

②介護老人保健施設（老人保健施設）

- ❖ 要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人/月	135	131				

③介護医療院

- ❖ 日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を一体的に提供するものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人/月	0	4				

④介護療養型医療施設

- ❖ 急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理の下、介護や機能訓練等の必要な医療・介護を受けるものです。

		実績値（令和2年度は見込）			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	人/月	4	4				

(4) 介護サービスの効果的・効率的な運用

①要介護認定の適正化

- ❖ 要介護認定の新規、更新、区分変更に係る認定調査内容について、判断基準に照らして点検を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の結果についての保険者による点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

②ケアプランの点検

- ❖ ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画等の内容が適切なものか点検を行い、必要に応じ助言・指導を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検	年9件	年9件	年9件	年60件	年70件	年80件

※令和3年度から点検方法を見直します

③住宅改修等の点検

- ❖ 住宅改修費申請時に、改修理由の確認や利用者の居宅訪問、工事見積書の点検を行い、利用者の状態にあった改修が行われているかの確認を行います。必要に応じ建築専門職、リハビリテーション専門職等に助言を求めます。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

④福祉用具貸与・購入の点検

- ❖ 書面による点検を実施します。うち、受給者の状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する平均価格と乖離した金額の事案、再購入された事案等について、事業所や介護支援専門員への利用状況等の問合せ、または現地調査を実施します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与・購入の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

⑤医療情報との突合・縦覧点検

- ❖ 国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について点検を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合・縦覧点検	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回

⑥介護給付費通知

- ❖ 利用者本人（又は家族）に対して、利用したサービスの内容、費用額及び給付額等を記載した通知を定期的を送付します。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

基本目標3 安心・安全に暮らせるまち

1. 認知症施策の推進（大月市認知症対策推進計画）

高齢化が進行すると、認知症高齢者が増加することが予想されます。高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加する中で、認知症高齢者を支援し、支える仕組みづくりが必要不可欠です。また、認知症を早期に発見し、早期に支援する体制を充実させていくことが重要です。

認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を展開し、この項を「大月市認知症対策推進計画」として位置づけます。

（1）普及啓発・本人発信支援

①認知症に関する理解促進

- ❖ 認知症に関するポスターの掲示やパンフレットの配布、広報誌等を活用し、認知症に関する広報・啓発活動を行います。
- ❖ 認知症に関する正しい理解を持てるよう、図書館や関係機関と連携し、周知に努めます。
- ❖ 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する正しい理解が得られる場を整備します。
- ❖ 認知症サポーター養成講座を受講した方を実際に地域の中で活動・活躍の場へつなげるために「ステップアップ講座」を行います。
- ❖ 教育機関との連携やホームページ、SNS等を活用し、子どもや若い世代への理解を促進します。
- ❖ 小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施することで、早期から認知症に対する正しい理解が得られる環境を整備するとともに、キッズサポーターを養成します。
- ❖ 世界アルツハイマーデー及び月間に、関係機関と連携し、集中的な普及・啓発を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数 （人/年）	273	150	7	100	100	100
認知症サポーター数 （累計）	2,297	2,447	2,454	2,554	2,654	2,754
キッズサポーター数 （人/年）	0	0	0	20	20	20
キッズサポーター数 （累計）	32	32	32	52	72	92

②相談先の周知

- ❖ 大月市資源マップ（認知症ケアパス）等の配布を通じて、相談先の周知を行います。
- ❖ 総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を行います。

③認知症の人本人からの発信支援

- ❖ 認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」に取り組みます。
- ❖ 認知症の人本人と共に普及・啓発に取り組みます。

(2) 予防

①認知症予防に資する可能性のある活動の推進

- ❖ 運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防に努めます。
- ❖ 認知症の予防につながる健康習慣や食習慣に関する情報提供を充実させます。
- ❖ 自分たちでプログラムに沿いながらグループで認知症予防に関する取組を行う地域型認知症予防プログラム「いきいきニンニン活動」をはじめ、認知症予防につながる各種教室の充実を図ります。
- ❖ 社会的孤立の解消や役割保持等のため、地域において高齢者が身近に通える「通いの場」を増やします。
- ❖ 認知症の人やその家族のニーズを把握するために、調査研究を行います。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

①早期発見・早期対応、医療体制の整備

- ❖ 認知症初期集中支援チームを中心として、認知症の早期発見・早期治療を含めた総合的な支援体制を充実させます。
- ❖ 認知症地域支援推進員を含む認知症初期集中支援チーム員会議を実施し、初期支援を包括的かつ集中的に実施します。
- ❖ 医療機関や認知症カフェ等の身近な相談機関との連携を図ることで、早期発見・早期支援の体制を整備します。
- ❖ 身近なかかりつけ医が早期に認知症に気づき、適切な機関につなげることができるよう、認知症サポート医や初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等とネットワークを築き、地域で支援します。
- ❖ 地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等、地域の関係機関において、日頃から有効な連携ネットワークを築きます。
- ❖ 認知症ケアパスを活用し、認知症の進行にあわせた適切な支援を可能にします。
- ❖ 認知症施策の推進ワーキングを開催し、関係機関が連携して支援できる環境を充実させます。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期集中支援チーム員会議開催（回/年）	12	12	12	12	12	12
認知症施策の推進ワーキング開催（回/年）	2	1	1	2	2	2

②医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- ❖ 認知症の容態に応じた療養環境の調整やケア体制の構築等について専門的な知識と技術を有する看護師である認知症認定看護師と協力し、研修の場の確保など対応上の向上に努めます。

③介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の推進

- ❖ 認知症になっても、それぞれの状況に応じて介護サービスを利用できるよう認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）をはじめとする介護サービスを充実させます。

④認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- ❖ 認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民及び専門職の誰もが参加し、集える場所として、認知症カフェの開設及び運営を行います。
- ❖ 認知症の人の家族等が正しく認知症について理解し、対応できるようになり、心身的負担の軽減につながるよう、認知症地域支援推進員や初期集中支援チームが支援していきます。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ開催 (回/年)	12	10	12	12	12	12

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

①バリアフリーのまちづくりの推進

- ❖ 認知症の人本人の視点に立ち、本人の声を聴きながら、認知症になっても生活できるよう、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化を推進します。

②地域支援体制の強化

- ❖ 郵便局、生活協同組合、金融機関等の民間事業者による高齢者の異変を地域包括支援センターへ伝える「みまもりネット」事業を行います。
- ❖ 徘徊等で行方不明となった際に、タクシー会社、路線バス、民生委員等の登録した事業所や機関に、捜査の協力を依頼する「SOS通信」を実施します。
- ❖ 認知症等で徘徊の可能性のある高齢者の情報を事前に登録し、家族や警察署・地域包括支援センターで情報を共有する「オレンジ登録制度」を実施します。
- ❖ 認知症の人と家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、集うことが出来る場、つながりの場である「katsuradaiオレンジカフェ」を開催します。
- ❖ 徘徊した認知症高齢者を適切に保護できるように、認知症高齢者徘徊捜索模擬訓練や認知症高齢者声かけ研修会を実施します。
- ❖ 民生委員との連携や地域包括支援センターによる電話相談の実施等を通じて、認知症について気軽に相談しやすい体制を整備します。
- ❖ 緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に周囲の理解や支援を求めるための「ヘルプカード」の周知・利用を勧めます。
- ❖ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等をチームのメンバーとして、認知症の人やその家族を必要に応じた具体的な支援につなげていく「チームオレンジ」を設置します。
- ❖ 地域の中で活動を行っている「大月市認知症家族の会」や「大月市保健活動推進委員会」等をはじめとする各組織と連携を強化し、地域の中で安心して暮らしていける環境を整備します。

③認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰

- ❖ 山梨県が登録する「認知症サポート事業所」への登録が増え、認知症の人が住みやすい地域づくりを目指すため、企業や事業所に対して登録への支援を実施します。

④成年後見制度の利用促進

- ❖ 成年後見制度の利用が必要な認知症等の人々が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、「大月市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、大月市第4次地域福祉計画に反映させます。

⑤成年後見制度の普及促進

- ❖ 認知症の人の権利を守る成年後見制度について、市民に対する制度の広報・啓発に取り組みます。
- ❖ 市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識や技術を習得できるよう、講座修了生に対する継続的な研修を開催し、市民後見人の育成を進めます。

⑥成年後見制度利用支援

- ❖ 親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者については、市長が審判の申立を行います。申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な高齢者には、申立経費や後見人等の報酬の助成を行います。

⑦中核機関の設置及び機能と業務

- ❖ 成年後見制度の中核機関を設置するとともに、中核機関が担うべき機能を果たすため、協議会・定例会を開催し、地域課題の検討・調整・解決、不正防止のあり方の検討や相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認、法人後見の適否を含めた候補者調整を行います。
- ❖ 中核機関において、1) 広報業務、2) 相談業務、3) 成年後見制度利用促進業務、4) 担い手の育成・活動の促進、5) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行、6) 後見人支援機能・不正防止効果を図るための業務を行います。

⑧権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ❖ 中核機関を核として、本人の親族や弁護士などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制づくりに取り組みます。

⑨虐待防止施策の推進

- ❖ 市民に対し、認知症の方への虐待防止に関する取組として、広報周知・パンフレット配布等を行い啓発に取り組みます。
- ❖ 地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャー会議や介護サービス事業所の研修会、民生委員定例会等で高齢者虐待防止について説明を行い、事業所等の通常業務や活動時において、速やかな発見・通報を受け迅速な対応が図れるよう連携を強化し、ネットワークづくりに取り組みます。

⑩認知症に関する様々な民間保険の推進

- ❖ 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を行い、家族が安心して暮らせる地域づくりを行います。

⑪若年性認知症の人への支援

- ❖ 若年性認知症に対する今後の対策を検討するために、調査を通じた実態把握を行うとともに、対応策を検討します。
- ❖ 若年性認知症コーディネーターやコールセンターについての周知を行います。

⑫社会参加支援

- ❖ 認知症になっても支える側として生きがいを持って活躍できる機会の創出に努めます。
- ❖ デイサービスなどの介護サービスにおいても、認知症の人をはじめ、利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しできるよう、対応策を検討します。

2. 地域福祉活動の推進

地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動を推進していくことが必要です。地域福祉に関する理解を深めていくだけでなく、地域福祉を支える人材を育成していくことで、地域福祉活動が活性化していきます。

地域福祉に関する啓発を行うとともに、地域福祉の担い手であるボランティアを支援することで、地域共生社会の実現を図ります。

(1) 地域福祉意識の高揚

①地域福祉に関する啓発

- ❖ 地域福祉の推進を図るための広報活動として、引き続き広報誌を発行して情報提供を行い、地域福祉の必要性を啓発していきます。
- ❖ 若年層や幅広い住民への啓発活動に取り組んでもらえるよう、ホームページやSNS等の様々な情報媒体を活用し、情報提供を図ります。
- ❖ 地域福祉大会や地域福祉懇談会を開催し、地域福祉の推進を図ります。

②関係機関との連携

- ❖ 社会福祉協議会や市内の福祉に関する関係団体と連携し、地域福祉に関する意識の高揚を図ります。

(2) ボランティア活動等への支援

①ボランティア人材の養成

- ❖ 手話奉仕員養成講座や介護予防サポーター養成講座等のボランティア養成講座を開催し、ボランティア人材の養成に努めます。
- ❖ 地域で高齢者を支える仕組みとして有償ボランティア制度の構築について検討します。

②ボランティアへの支援

- ❖ ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動のさらなる充実を図ることができる体制を整備します。
- ❖ ボランティアだよりの発行や、地域のボランティア活動について広報誌やホームページ等で情報発信することで、ボランティア活動の普及啓発を図ります。
- ❖ 有償ボランティア制度やボランティアポイント制度の導入を検討します。

3. 安心・安全な生活環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、安心・安全な生活環境は必要不可欠です。安心・安全な環境は、災害等の非常時にも適切な支援が受けられる環境や防犯体制の整備だけではなく、高齢者の権利が守られる環境や外出しやすい環境が整っている等、多岐にわたります。

高齢者の権利擁護・虐待防止の推進、福祉人材の確保と資質の向上、外出しやすいまちづくりの推進、災害や感染症対策に係る体制整備、交通安全対策と防犯体制の促進を通じて、安心・安全な生活環境を充実させます。

(1) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

①権利擁護に関する取組の推進

- ❖ 「大月市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関を核として、本人の親族や弁護士などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークにより、本人及び後見人等を適切に支援する体制づくりに取り組みます。
- ❖ 市民向けの出前講座や講演会、介護サービス事業者等を対象とした研修会の実施、また、広報誌やホームページ等を通じて、高齢者の権利擁護や成年後見制度の普及啓発を図ります。
- ❖ 市民後見人養成フォローアップ研修等を継続して行い、市民後見人の育成を進めます。

②虐待防止に向けた取組の推進

- ❖ 高齢者虐待防止マニュアルを広く市民や関係機関に周知、配布することを通じて、高齢者虐待に関する啓発を行います。
- ❖ 市民向けの出前講座や講演会、介護サービス事業者等を対象とした研修会の実施を通じて、高齢者虐待に関する啓発を行います。
- ❖ 虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び家族・親族などの養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター、大月市社会福祉協議会、病院、保健所、その他の関係機関及び民間団体等との連携を強化します。
- ❖ 緊急一時保護施設として市内の施設だけではなく市外の施設を利用できるよう、近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。

(2) 福祉人材の確保と資質の向上

①福祉人材の確保

- ❖ 県や社会福祉協議会と連携しながら実務者講習会等の研修会を実施し、修了後は介護施設を紹介できる体制づくりを推進することで、元気高齢者の介護現場での雇用拡大を図り、元気な高齢者が介護人材として活躍できる環境を整備します。
- ❖ 介護サービスの質及び介護職員のモチベーションの向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的に、他の模範となる優良な介護保険施設・事業所や介護職員に対して表彰を行います。

②福祉人材の資質の向上

- ❖ 国や県の最新の動向や、介護に関する講習会・セミナー開催に関する情報提供を市内事業所に対して積極的に行います。

(3) 外出しやすいまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインの推進

- ❖ 公共施設のバリアフリー化を継続して進めるとともに、高齢者の利用が多い民間施設に協力を働きかけ、生活環境の安全性と利便性の確保に努めます。
- ❖ ユニバーサルデザインの考え方に関する普及啓発活動に積極的に取り組みます。

②交通手段の確保

- ❖ 高齢者等が公共交通機関を活用できる体制づくりに努めます。
- ❖ 高齢者等の利用が多い公共交通については、高齢者が利用しやすいサービスの提供や交通手段の確保に努めます。
- ❖ 免許返納時の様々な機会の活用や路線バス事業者と連携した「シルバーお出かけパス」の普及・周知に努めます。

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

①災害時支援体制の整備

- ❖ 避難行動要支援者名簿の整備・更新を行うとともに、大月市災害時要援護者登録制度の登録者数の増加を図り、災害時・発災時に支援が必要な人に適切な支援が行える体制を整備します。
- ❖ 大月市地域防災リーダー養成講習会の開催や、自主防災活動に関する出前講座を実施することで、防災に関する意識啓発を行います。
- ❖ 自主防災会代表及び地区代表合同防災会議を開催し、自主防災活動の活性化につながる取組を推進します。
- ❖ 住宅用火災警報器等の設置・点検・交換について広報誌等を用いて周知を行います。

②感染症対策に関する体制の整備

- ❖ 感染症が発生した際の対応計画の策定を市内事業所に要請します。
- ❖ 換気・消毒・手洗い・マスクの着用等の感染症予防及び拡大防止や必要な物資の備蓄の必要性について周知します。
- ❖ 市内事業所において感染症あるいはその疑いのある者が発生した場合には、速やかに市や関係機関への報告を行うよう周知徹底します。

(5) 交通安全対策と防犯体制の促進

①交通安全対策

- ❖ 高齢者の交通安全対策として、警察等との連携のもと、交通安全教育の普及啓発を行います。
- ❖ 高齢者の免許返納を周知するとともに、地域の実情を考慮し、シルバーお出かけパスの活用を推進します。
- ❖ 高齢者が夕暮れから夜間の歩行時、交通事故に遭わないように反射材着用を促進します。

②防犯体制の促進

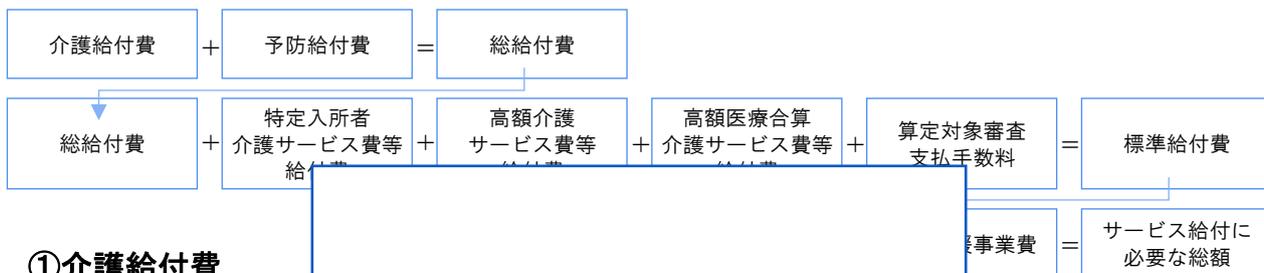
- ❖ 警察署・交番・地域安全推進員・校区安全会議、その他の地域ボランティア等との連携を強化し、犯罪の被害防止に向けて地域防犯活動に積極的に取り組みます。
- ❖ 高齢者が悪質な訪問販売や電話詐欺被害等に遭わないように、消費者教育や相談窓口の充実に努めるとともに、クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について、広報誌等による啓発を行います。
- ❖ 電話詐欺抑止電話装置貸出事業の実施により、高齢者の電話詐欺等の被害防止に努めます。

第5章 介護保険事業費の算定

1. 介護保険事業費の算定

(1) 介護保険事業給付費の推計

各計画年度における介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の数式で算出されます。第8期計画期間のサービス給付に必要な総額は●●●●円となります。



①介護給付費

単位：		令和5年度	合計
(1) 居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（看護型）			
短期入所療養介護（介護型）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修			
特定施設入居者生活介護			
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型通所介護			
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
介護療養型医療施設			
(4) 居宅介護支援			
介護給付費計			

作
成
中

② 予防給付費

単位：円	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護（老健）				
介護予防短期入所療養介護（病院等）				
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具購入費				
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居				
(2) 地域密着型介護予防				
介護予防認知症対応型				
介護予防小規模多機能				
介護予防認知症対応型				
(3) 介護予防支援				
介護予防給付費計				
単位：円			令和5年度	合計
総給付費（介護給付費＋				
③ 標準給付費				
単位：円			令和5年度	合計
総給付費				
特定入所者介護サービス				
特定入所者介護サービス				
見直しに伴う財政影響				
高額介護サービス費等給				
高額医療合算介護サービス				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払作				
標準給付費見込額				

作成中

④ 地域支援事業費

単位：円	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				

⑤ サービス給付費総額

単位：円	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
サービス給付費総額（標準給付費＋地域支援事業費）				

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

【総事業費】		作 成 中			利用者負担総事業費の10%※2 県 5% 定率 市 12.5% 定率 ※12.5%（定率）となります。 ※されます。 ※となります。 ※（単身の場合。世帯内に2人以上） ※（単身の場合。世帯内に2人以上）
保険料			県	市	
第1号被保険者保険料※1	23%		5%	12.5%	

※施設等給付費に係る公費負担率

※1 第7期計画では、
 ※2 第7期計画では、
 ・「合計所得金額160万円以上」の第1号被保険者
 ・「合計所得金額220万円以上」の第1号被保険者

② 保険料収納必要額

保険料について
 本市の第8期計画は●●●●●円と金相当額※1、調整準備基金取崩額を

標準給付費見込額	+	地域支援事業費	×	第1号被保険者負担割合
円		円		%
調整交付金相当額※1 標準給付費額の5.0%	+	調整交付金見込額※1	+	財政安定化基金※2 拠出見込額
円		円		円
財政安定化基金償還金	+	準備基金取崩額	=	保険料収納必要額
円		円		円

※1 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

※2 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことで、このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本市の第1号被保険者は3年間で延べ●●●人と推計されます。しかしながら、保険料算出のために、所得段階別加入者数について基準額に対する割合の補正がなされます。

そのため、所得段階別加入割合の補正後の被保険者数は●●●人となります。

単位：人	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数				
前期高齢者（65～74歳）				
後期高齢者（75歳以上）				

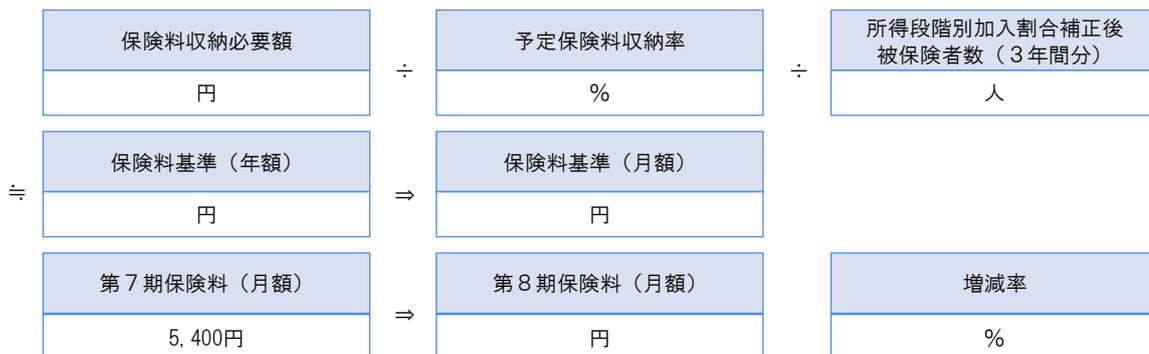
単位：人	基準所得	所得段階別加入者数		基準額に対する割合 令和3年度～令和5年度
		令和3年度	令和5年度	
第1段階	-			0.5
第2段階	-			0.75
第3段階	-			0.75
第4段階	-			0.9
第5段階	-			1.0
第6段階	-			1.2
第7段階	120万			1.3
第8段階	200万			1.5
第9段階	300万			1.7
計	-			-

作成中

単位：人	令和5年度	合計
所得段階別加入割合補正後		

算出された保険料収納率を●●%と見込み、所得段階別加入者数に第8期計画における第7期保険料の伸びが高齢者の伸びを反映させます。

保険料収納率を●●%と見算出します。また、相対的に給付費基準月額を●●円にします。



【第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保険料		
		保険料率	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	0.50 (0.45)		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75		
第3段階	世帯全と合計	作 成 中		
第4段階	世帯の 民税非 額の合			
第5段階 (基準)	世帯の 民税非 額の合			
第6段階	本人が 未満の			
第7段階	本人が 以上20			
第8段階	本人が 以上30			
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.70		

※年額は10の位を四捨五入して算定

※第1段階の保険料については公費による軽減措置を実施（下段（ ）内）

※1 老齢福祉年金：明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

第6章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進体制

(1) 情報提供・相談体制の充実

介護保険制度や各種高齢者福祉に関するサービス利用の方法等、高齢者やその家族が必要とする情報を理解・利用しやすいかたちで、広報誌やホームページ等を活用し、情報提供を行います。また、高齢者やその家族が抱える疑問や悩みを気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

(2) 介護保険制度の円滑な推進

介護サービスが必要な方への適切なサービスの供給やサービスの質の向上、介護報酬の不正請求のチェックなど、介護保険事業の適正な運営に努めていきます。また、文書負担の軽減に向けて、国や県の方針を踏まえ、簡素化や標準化、ICTの導入について検討します。

介護サービス提供事業者に対しては、介護保険に関する国の動向等の情報提供や人材育成のための支援等を積極的に行い、事業者との連携を強化していきます。また、県と連携し、介護現場におけるロボットやICTの活用を検討し、介護現場の革新を図ります。

(3) 計画の総合的な推進体制の充実

①庁内関係各課との連携

本計画の推進にあたっては、福祉課・教育委員会などの庁内関係各課との連携・調整を適時行い、施策や取組の効率的かつ効果的な推進を図ります。

②地域との連携

地域活動の中心的存在である自治会組織をはじめ、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア団体、老人クラブ、さらには地域福祉活動の主な担い手である大月市社会福祉協議会や各種サービス提供事業者等との連携を密接に行い、行政と地域住民との協働で高齢者福祉を推進していきます。

③県及び近隣市町村との連携

情報提供はもとより、緊密な連絡体制を築き、地域一体で福祉事業及び介護保険事業の推進に努めます。

(4) 計画の評価・検証

本計画は、大月市地域包括支援センター運営協議会、大月市介護保険地域密着型サービス運営委員会、大月市地域包括ケア推進会議等において、評価・検証を行い、事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況や地域の介護保険事業の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。さらに、国保データベース（KDB）システムの活用等、データの利活用を推進する体制を構築していきます。

2. 自立支援、介護予防・重度化防止施策の推進

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策に関する計画値を以下のように設定します。

(1) 基本チェックリストの実施

基本チェックリストの実施を通じて支援が必要な高齢者、潜在的な予防事業対象者を把握し、自立支援、介護予防・重度化防止につなげていきます。

【基本チェックリスト対象者】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	20人	8人	7人	10人	15人	20人

(2) 地域ケア会議（個別事例検討）の実施

地域ケア会議（個別事例検討）の実施を通じて課題を把握し、介護予防・重度化防止のためのケアマネジメント支援を行います。

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の開催	2	2	1	2	2	2

(3) 地域リハビリテーション体制の構築

地域リハビリテーション体制を構築し、自立支援、介護予防・重度化防止につなげていきます。

【通所リハビリテーション】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス提供事業所数	1	1	1	1	1	1
利用率（%）	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5

資料編

1. 大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査及び審議するため、大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、学識経験者、関係団体等の各分野から市長が委嘱する委員をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、計画の策定に必要な事項について調査、審議し、計画を立案する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第3条に定める計画を立案し、市長に報告するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを決める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健介護課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

2. 大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No	役職	氏名	選出母体名
1		蜂須賀 所明	北都留医師会
2		岩崎 博	大月市歯科医師会
3	委員長	安藤 睦美	大月市民生委員・児童委員協議会
4		小俣 理美	社会福祉法人 富士桜桃会
5		佐藤 進也	社会福祉法人 平成福祉会
6	副委員長	大石 和子	大月市保健活動推進委員会
7		山崎 宏	大月市社会福祉協議会
8		落合 弘子	第1号被保険者代表
9		石井 純子	第2号被保険者代表

3. 大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定の経過

回	開催年月日	議題
	令和2年1月9日(木)～ 令和2年1月31日(金)	アンケート調査
1	令和2年7月31日(金)	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について (2) 計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について (3) 介護保険の財政状況及び事業状況、介護予防における事業状況について (4) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定のスケジュールについて (5) その他
2	令和2年11月13日(金)	(1) 大月市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について (2) その他
	令和3年1月20日(水)～ 令和3年2月9日(火)	パブリックコメント
3	令和3年2月12日(金)	
4		

4. 大月市内事業所一覧（令和3年1月1日現在）

（1）介護予防支援（地域包括支援センター）

利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
大月市地域包括支援センター	大月二丁目6-20	23-8034

（2）居宅介護支援（ケアマネジャー）

ケアマネジャーが在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
ケアプランいきがい	猿橋町桂台一丁目100-1	22-8888
介護プラン「花さき」	大月町花咲10	23-2001
福祉工房	大月二丁目12-30 塩谷ビル1F	30-1125
クローバーケアサービス	御太刀二丁目8-8 ラ・グランメール2F	23-3288
介護ショップさくら	駒橋一丁目11-2	30-1023
居宅介護支援事業所さるはし	猿橋町殿上587-1	20-1211
やざわ居宅介護支援事業所	賑岡町畑倉967	22-0212

（3）訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
セントケア大月	大月町花咲390 大月フラワーハイツ1C	21-5311
ヘルパーステーション「花さき」	大月町花咲10	23-2001
福祉工房	大月二丁目12-30 塩谷ビル1F	30-1125
訪問介護ケアメイト	賑岡町浅利1120-6	23-2661
クローバーケアサービス	御太刀二丁目8-8 ラ・グランメール2F	23-3288

(4) 訪問看護

通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
訪問看護ステーションももくら	七保町下和田2132-1	20-1111
つる訪問訪看ステーション (サテライトステーション)	駒橋一丁目2-7	46-5125

(5) 通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
福祉工房	賑岡町奥山1833	21-5335
共立デイサービスさるはし	猿橋町殿上587-1	20-1711
デイサービス事業所ゆうゆう	七保町下和田1521-5	56-7100
デイサービスセンター「やまゆり」	富浜町宮谷1518-1	23-2001
デイサービスセンター シニア	初狩町下初狩4146-10	20-2552
デイサービス いきがい	猿橋町桂台一丁目100-1	22-8887

(6) 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設（老健）、病院等医療施設等に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ももくら	七保町下和田2132-1	20-1111

(7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
大月富士見苑	大月町真木4660	23-0294
ショートステイしにあ	初狩町下初狩4146-10	20-2552
ショートステイヤまびこ	初狩町中初狩3274-45	20-2550
ショートステイ サンコート大月	賑岡町浅利1108-1	23-1165

(8) 短期入所療養介護

介護老人保健施設（老健）等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ももくら	七保町下和田2132-1	20-1111

(9) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を受けるものです。特定福祉用具販売は貸与になじまない特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を販売するものです。

事業所名	住 所	電話番号
介護ショップさくら	駒橋一丁目11-2	30-1023

(10) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
大月富士見苑	大月町真木4660	23-0294
特別養護老人ホーム志仁也	初狩町下初狩4146-10	20-2552

(11) 介護老人保健施設

要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ももくら	七保町下和田2132-1	20-1111

(12) 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要となったら、外部の介護サービスを利用するものです。

事業所名	住 所	電話番号
日月会清明苑	賑岡町奥山1292	23-1010

(13) 地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

利用定員18人以下の介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
大月富士見苑	大月町真木4660	23-2094
デイサービス「和の家」	笹子町吉久保1285-6	20-2555
デイサービスセンター 「ハッピーサークル」	七保町葛野1574-2	22-2770
いきがいフィットネス	猿橋町桂台一丁目100-1	22-8886

(14) 小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、通いを中心に随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
ナーシングホーム猿橋	猿橋町猿橋110-2	21-9009

(15) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者が5名～9名で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けるものです。

事業所名	住 所	電話番号
グループホーム ラ シーク桂台	猿橋町桂台一丁目99	56-8739

(14) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、ケアを行うものです。

事業所名	住 所	電話番号
地域密着型特別養護老人ホーム山美家	初狩町中初狩3274-45	20-2550
地域密着型特別養護老人ホーム サンコート大月	賑岡町浅利1108-1	23-1165
地域密着型特別養護老人ホーム サンコート大月サテライト	賑岡町浅利1108-6	23-1165

大月市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

<発行年月> 令和3年3月

<編集・発行> 大月市 市民生活部 保健介護課

〒401-8601

山梨県大月市大月2丁目6-20

電話 0554-23-8035

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>